

アルトウール・カウフマン

法哲学、法理論、法解釈論〔Ⅱ法教義学〕

上 田 健 二 (訳)

訳者まえがき

この訳文は、二〇〇四年に刊行されたKaufmann/Hassener/Neumann (Hrsg.), Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtslehre der Gegenwart, mit Beiträgen von Alfred Bollenbach, Günter Eiseid, Winfrid Hassener, Arthur Kaufmann, Ulrich Neuman, Lothar Philipps, Jochen Schneider, Ulrich Schroth, 7. neu bearbeitete und erweiterte Auflage, C. F. Müller Verlag Heidelberg, 2004 にその第一章として掲載されているアルトウール・カウフマンの論考・Arthur Kaufmann: Rechtsphilosophie, Rechtslehre, Rechtsdogmatik を二〇〇一年四月一日に他界された(これについては、本誌二九七号二三九頁以下に掲載されているウルフリット・ノイマンの記事「アルトウール・カウフマンへの追悼文」を見よ) 故カウフマン先生の未亡人であるドロロテア夫人の承諾を得て全訳したものである。

カウフマン先生が存命中は、先生の著作物が刊行されるごとにそれらを直ちに先生自らの手で——書物の場合では先生の指示によって出版社から直接に——届けられるのがつねであり、それらを翻訳する場合はそのつどの著作物が日本語に訳される

必要性と重要性を理由づけて先生の承諾を個別的に得てきた。先生はご自身の著作物がドイツ語圏内の読者によって読まれるだけでなく、つねに同時に外国の、とりわけ日本の読者にも聞き届けられることを望んでおられたのである。このことはもちろん、先生がその師であるグスタフ・ラートブルと同様に——というよりむしろ、その遺志を次いで——大いなる親日家であったばかりでなく、法哲学と刑法学の分野における日本の研究者の理解力と思考力の卓拔さを、そしておそらくはその知的誠実性とともなう礼節を重んじる日本人に特有の気質を、彼が主催していたミュンヘン大学法哲学法哲学および法情報学研究所に、その開設以来ほとんど途絶えることなく滞在してきた多くの日本人との共同研究を通して熟知されていたからでもある（訳者もそのなかの一人であるか否かは、このさい不問しておく）。しかしその最も大きな理由が、カウフマン先生の法哲学の真髓が「共同思考としての法哲学」にあり、これが必然的に先生の著作物が世界に広がって読まれることを要求していることにあることは言うまでもない。現に本論考収録の書第七版の序文においても共同編集者であるヴェインフリット・ハッセマーとウルリッヒ・ノイマン（いずれもカウフマン先生の高弟であり、現在では前者はドイツ連邦憲法裁判所判事であり、後者はフランクフルト大学教授でドイツ法哲学会の理事長である）によって「様々な法秩序と法文化との間の法哲学上の交流をさらに強化する」、本書の初版においてカウフマン先生によって意図された関心事は変更されないままであると述べられている。この法哲学上の交流のなかでも、カウフマン先生がアジア諸国との、とりわけ日本との交流にどれほど重きを置かれていたかは、二〇〇三年三月一日から三日間にわたって台湾の台北大学で開催された「多元価値——寛容と法律」をテーマとしたシンポジウムの冒頭の挨拶でドローテア夫人が述べられた言葉からもはっきりと読み取ることができる。このシンポジウムの記録を収録した記念集、劉幸義主編『多元価値、寛容與法律』（二〇〇四年）四頁から、煩を厭わず該当箇所を引用しよう。

「彼（カウフマン）は、いつも普遍的な世界のもので法と法理の経験や知識を探索していたのみならず、歴史的研究や比較法的研究をもって真理を追求していました。比較法的研究のなかでもとりわけアジアとの交流が彼にとって最も重要でした。アジアとの交流のなかで彼は、アジア諸国からの彼の哲学や法理論への挑戦を認識していたのと同時に、アジアか

らの院生・学生・同僚にとって彼の理論を理解するのが難しいことをも意識していました。それにもかかわらず、アジアと西洋との間に共通の思考が見つからなければ、世界の未来に平和を迎えることができなとも考えていました。それゆえ、まさにアジアが彼とその作品をこれほど大きな注目をもって受け容れたことは、彼を大いに喜ばせました。と言いますのも、ここで理解されるということが、彼にとっては全く特別な関心事であつたからです。それで彼は、彼にアジア、とくに日本から招待される機会が与えられたこと、またアジア諸国の現実についていくらかのことを知ることができたことに対して大いに感謝しておりました。」

ところで訳者は、ドロテーア夫人にカウフマン先生ご存命中の最後の名著『法哲学 第二版』の日本語版の敢行が当初の予定より大幅に遅延している理由——カウフマンの「人格的」法哲学にかかわる三つの研究報告を国際的な学会で行つた後にそれをドイツ語と日本語による論考として完成させることを先行させる必要性、それに続いて下咽頭悪性腫瘍治療のために七ヶ月間にわたつて入院を余儀なくされたこと——を伝え、彼女の了解を乞うとともに、カウフマン先生ご存命中のその膨大な著作物のなかから未訳のもので重要と思われるものを随時日本語として公刊することを一括して承諾して戴きたい旨を懇請したところ、ドロテーア夫人から二〇〇四年二三日付の手書きの返信で、訳者が七ヶ月も入院していたことに対して心からもう暖かい言葉とともに、訳者の右懇請に対しては言葉通りに「もちろん私はあなたに、あなたが私の夫の刊行物のなかから重要と思われるものを翻訳することを一括して承諾を与えます。あなたがいまだあなたの筆のもとに置かなかつたものは、実際多くは残っていないでしょう！私はあなたの仕事のことであなたに心から感謝しております」と述べられている。そこでこの翻訳は、著者本人による承諾ではなく、その著作権の相続人によるそれに基づく第一回目の訳業ということになる。

それはともかく、『法哲学 第二版』の「訳者あとがき」がいまや完結的なものでなければならぬことにかんがみ、カウフマン先生の生涯にわたる全作品を通覧したところ、訳者による既訳分は、それはいずれも重要なものばかりであるとはいえず、訳者の「筆のもとに置かれなかつたものは、実際多くは残っていない」どころか、それは氷山の一角にすぎないことに改めて

気付かせられた。確定された実数を挙げると、カウフマン先生の高稀記念論の巻末（Strafrechtsgericht; Festschrift für Arthur Kaufmann zum 70. Geburtstag, herausgegeben von Fritz Hof, Winfrid Hassemer, Urfried Neumann, Wolfgang Schild, Ulrich Schrot, 1993, S. 855 ff.）に搭載されている七〇歳までの全著作目録に、先生自身が総編集者であり、その没後の二〇〇三年四月に完結巻として刊行されたグスタフ・ラートブルフ全集第二〇巻の巻末（Gustav Radbruch Gesamtausgabe Band 20, Nachtrag und Gesamtregister, bearbeitet von Berthold Kastner, 2003, S. 453 ff.）に搭載されている一九九三年から二〇〇一年までの著作目録を加えると、単行刊行物が四四冊、編集ないしは共同編集された著作物が四二冊、諸々の論集への寄稿論文が一三三本、雑録が八〇本にも及んでいる。さらに前記著作目録に続いて掲載されている（四六一頁以下）アルトゥール・カウフマンに関する刊行物（六〇歳記念論集、六五歳記念論集、七〇歳記念論集のほか、彼の死後にその追憶のために現在までに書かれた著作物）は、すでに二〇冊に及んでいる。そのうえ、前記台北大学でのシンポジウムの記録を収録した記念論集、二〇〇二年四月一六日に関西大学法学研究所で開催された「アルトゥール・カウフマンの刑法哲学」をテーマとした第三二回シンポジウムでの記録を収録した二〇〇三年発行の『ノモス』一四号の他、二〇〇三年五月一／一二日にミュンヘン大学で開催されたアルトゥール・カウフマンを想起するためのコロッキウム「責任を問われる法（Verantwortet Recht）」で行われた各講演が収録された、法および社会哲学叢書の別冊（Beihft zum Archiv für Recht- und Sozialphilosophie）として近く刊行予定の記念論集がこれに加わる。

これらの膨大な著作物にラートブルフ全集全二〇巻を加えて通覧すると、まことにドイツの法哲学、法理論および刑法解釈論が二〇世紀前半ではグスタフ・ラートブルフによって基本的に規定され、後半はその最晩年の弟子であるアルトゥール・カウフマンによって形態化されてきたことは一目瞭然に判別する。この二人の卓越した学者の全作品を一貫して貫徹している「赤い糸」は、言うまでもなく法実証主義の極端な墮落形態であるナチス不法国家を一方とし、合理主義的な自然法論の非歴史的な硬直した立場を他方とする、法認識の方法としては主観―客観―図式に立脚しているこの両者の立場を「法実証主義と自然法論の彼方」として第三の立場から克服し、「不可任意処分的なもの」としての「人格」を基盤とした「正しい法」の概念

を確立することであった。ただラートブルの場合では依然として新カント主義の立場からこれが、それも独語的に根拠づけられようとしたために相對主義に固有の限界が乗り越えられなかつたのに対し、カウフマンの場合では「法の歴史性」の承認と「いまここでの正しい法」の発見をもつてよしとすることによって先ずこの限界を克服し、次いで規範的な領域における擬制的な契約モデル（ジョン・ロールズ）とコミュニケーション的行為を通して「窮極的な根拠づけ」を獲得しようとする合意モデルと批判的対決しながら真理の「収斂理論」としての彼に独自の「正義の手続き理論」を確立するというようにして問題の解決の道筋を明示したということにおいて相違は確かに存在している。とは言え、いずれもその時々の法哲学、法理論および刑法解釈論の支配的な見解との真摯な対話と対決を通して新しい道を模索するという、この領域における研究者として当然にあるべきものとしての学問的姿勢においてラートブルフとカウフマンとの間には全くの共通点が存在していることが見過ごされてはならない。つまりは二十世紀という世紀の一〇〇年間をかけて人類の未来を見渡した法原理がこの二人の碩学によって確立されたと言っても過言ではないように、少なくとも訳者には思われるのである。

さて、右のような長い前置きの後に、この訳文の原文である著作の内容とそのカウフマンの全著作物のなかでの位置づけに言及することにした。すでに述べられたことから知られるように、この訳文はそれ自体として独立した論考からのものではなく、Kaufmann/Hassener/Neumann (Hrs.), *Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtslehre der Gegenwart*, 7. Aufl. 2004, §第一章を全訳したものである。それゆえ、先ず本書の成り立ちと性格に触れられなければならない。

本書の成り立ちを知るには、本書の初版（一九七六年）へのカウフマン自身の序文から必要な箇所を引用しておけば足りよう。

「本書は、二人「カウフマンとハッセマー」によって起草された著書『同時代の法哲学と法理論の根本的諸問題 (Grundprobleme der zeitgenössischen Rechtsphilosophie und Rechtslehre)』（一九七一年）という先行書を有していた。この著書は、……関心を有する読者に法哲学と法理論に関する現在の状態について情報を提供するという控え目な目標を有してい

た。それは全く親しく受け容れられた。批判が声になった限りで、それはほとんど叙述が簡潔にすぎることにかかわっていた。最初に方向づけを求めた読者には、すでに多くの知識が前提とされたのであろう。このことが新しい拡充に着手する契機を与えた。次いで全く新しい版であるばかりでなく、一冊の新しい本が成り立った。しかしながら、これと並んで『根本的諸問題』は続けてその機能を維持している。

一冊の新しい、拡充された本が『根本的諸問題』を脇に置いたのには、もうひとつの理由がある。昨年には連邦全州において「国家」試験科目の構造変革が実施されたが、これに従えば、法哲学は——基礎教科としてのその性格と並んで——選択科目として指定されている。これが意味しているのは、決して法哲学の価値切り下げではなく、むしろはるかに価値切り上げである。以前の受験生は、加えてほとんど何も試験の対象にされていない「法哲学の基本的様相」に限定することができた。いまや法哲学を選択科目に決めた受験生は書面および口頭により、彼がこの領域で包括的に進化した知識を獲得していたことを証明しなければならない。

ところで、優れた法哲学、法理論上の文献は大量に提供されているが、しかし「法哲学」科目を選択した学生に、ひとつには法哲学上の必要な基礎を、しかももうひとつには特殊的に（広い意味における）法哲学の諸潮流についての必要な概観を伝える書物は全く存在していない。

現在の法哲学上の文献は、余りにも専門化が進みすぎているという欠陥を抱えている。このような傾向に圧倒されないためにも、相応の規模の作業員仲間が動員された。一二人の著者からなるひとつのチームのほうが、一人二人の著者がそれを可能にする深い洞察とより広い概観を読者に伝えるのは、明白である。

本書のどの執筆者もその論考に対して完全な学問上の責任を担っている。そのさい時として諸々の対立が立ち現われてもいることは避け難いが、しかし読者にとって全体の通観が可能である限り、支障はない。このような通観可能性——これは実質連関を意味している——を保障するために、共同作業員のサークルは、ミュンヘン大学の法哲学および法情報学研究所で比較的最長い共同研究から互いに知り合っている人々に限定された。とくに本書を仕上げるなかで執筆者たちの間で活発な意見交換が

行われた。あり得る重複や矛盾は討議を通して可能な限り除去された。……

しかし読者はつねに次のことをよく考えて見なければならぬ。すなわち、法哲学と法理論上の諸問題を、課程に伴われ、試験に備えられる法解釈論上の認識をもってなされてきたようには評価することができない、ということである。基礎的な諸問題を「認識する」ということはできず、共に考え、よく考えることができるだけである。……

この『入門』が可能な限り包括的であることが求められるにわかかわらず、それでも法哲学および法理論上の諸問題の閉じられた、欠けるところのない叙述というのは全く問題ではあり得ない。……本書は——これははっきりと強調されなければならない——徹底的に例示的な性格を有している。すでに『基本的諸問題』におけるのと同様にここでもまた、法哲学と法理論上の諸問題をある程度まで事例に則してなすことが求められる。……前面に立っているのは諸問題の情報提供ではなく、共同思考であり、そのさいとりわけ社会科学的な諸視点にも考慮が払われた。

本書は確かに、第一次的には学生に法哲学という選択科目に備える手段を提供しようとする。しかし執筆者たちは決して受験生にだけ語りかけようとしているのではなく、法哲学に関心がある者であれば誰にも方向づけのための補助と共同思考のための提供を示そうとしているのである。最後に、しかし忘れてはならないこととして、執筆者たちはドイツ連邦共和国の外からも聞き届けられることを望んでいる。真の法哲学および法理論上の諸テーマは決してある国の領域内に限定されていないのである。

本書の組み立てについてなお言うべきは、法哲学と法理論の、より一般的で部分的には伝統的でもある諸テーマから特殊的で現代的な諸問題へと展開されているということである。しかし歴史的な諸教説は、それらが現在の状況にとって直接的に重要である限りでしか論ぜられない。……」

『入門』初版へのカウフマンの序文を、ここではほぼそのまま引用したのは、本書の成り立ちとその特質をこれ以上に適切に言い表すことができないと思われたからである。本書の初版から第七版までの叙述内容を通覧した者であれば、本書が国家試験で法哲学を選択科目として選択した受験生を第一目標とした——たとえそうであるとしても、わが国では往々にして見られる

『受験参考書』とか、たとえば司法試験の受験生のみを標的として出版されている、いわゆる「教科書」類とは、本書はこの点でも全く異質なものであることは言うまでもない——刊行物では決してなく、ドイツ内外の法学と法理論の領域における、その時々々の議論状態を踏まえたいうでの最新の問題状況を、ミュンヘン大学法学および法情報学研究所にそのつど共同研究に関与していた研究者たちの総力を結集して把握しようえに成り立った、学問的価値という観点から見ても、ひとつの傑出した水準に達している著作物としての特質を一貫して保持し続けていることを容易に見て取るであろう。

本書のこの意味と重要性において初版はすでに日本語に訳されている（カウフマン／ハッセマー編（竹下賢他訳）『法理論の現在』（ミネルヴァ書房））が、しかしその後版を重ねるごとにその時点で議論状況と文献の最新の現在高を顧慮して書き直し、編成替えを通して拡充され続けてきたが、とりわけその第七版である本書は前版に対し、圧倒的に過去一〇年間における法哲学上の議論の展開に考慮を払っている多くの変更を示している。現に全体がA、序章、B、歴史的討議、C、諸々の重点領域、D、法学の諸理論、C、傾向というように改編され、第六版の刊行以来さらに意義を獲得している法学的論証の理論には、いまやひとつの独自の章が設けられ、生命法と生命倫理の領域においては、今日ではとくに現実的な法哲学上の諸問題に関するひとつの章が導入されている。とはいえ、編集者であるハッセマーと、第七版から新たに編集者に加わったノイマンが第七版の序言で言うように、「現在の法哲学と法理論上の中心的な諸問題の現状に関する情報を提供するだけでなく、彼らをも『共に哲学すること』に招待するという、初版以来徹底的に追及されている意図も変更されないままである。様々な法秩序と法文化との間の法哲学上の交流をいっそう強化するためにひとつの寄与を果たすという関心事もまた、何ら変更されていない」。

いずれにせよ、初版の日本語版はすでに完全に時代遅れになっていることから、本書の右で述べたような重要性にかんがみ、本版も日本語版として刊行されることが強く求められるところであるが、何しろ右のような大幅な改編のためにその分量も五一五頁に達していることから、訳業にはいくらかの協力者とそれ相応の時間が必要である。それゆえ、とりあえずはドローテア夫人のご意向に沿うべく、本書第一章の『法哲学、法理論、法解釈論』と第二章の『法哲学の問題史』の訳文を本誌に逐次

掲載することにした次第である。

そこで以下に続く『法哲学、法理論、法解釈学』の内容について、ここでいくらか言及されなければならない。ところで、この論考の内容をよりよく理解するためには、カウフマンの学問的的人生行路の始発から終着に至るまでの彼の法哲学上の基本的思想の半世紀以上にも及ぶ長い形成過程の基本的様相とその特色が念頭に置かれていなければならないことは言うまでもない。その全貌を獲得することは、しかしいまやそれほど難しいことではない。それというのも、カウフマンの没後三年を経過した現在では、ドイツにおいては彼の友人、同僚、弟子たちによって彼の生涯にわたる学問的営為を的確に把握した試みですでに数多く出揃っているからである。本誌一九七号三三九頁以下に掲載されている、カウフマンの弟子であるウルフリット・ノイマンの『アルトウール・カウフマンへの追悼文』もそのひとつであり、カウフマンに関する刊行物は他にも、GRGA Bd. 20, S. 451 f. の文献リストによればすでに二〇本にも及んでいる。

訳者自身もまた、カウフマンの学問的営為の開始時点から彼の法哲学および法理論の独自性を際立って特色づけている一九八九年の「正義の連続き理論」の刊行に至るまでの法思想上の変遷を三つの時期、それも存在論→認識論→連続き論というように区分する試みをしたことがある（アルトウール・カウフマン（上田健二（訳）『正義の連続き理論』の解説としての「法存在論から法学的解釈学を経て連続きの正義論へ」（同志社法学二二三号一四四頁以下）を見よ）。それによれば、第一期（一九四九年から一九六〇年末まで）では、「正しい法」とは何かという主要なテーマのもとに法実証主義の極端な墮落形態としてのナチス不法国家による権力犯罪を克服するために刑法における「責任原理」を確立するとともに、法における「不可任意処分的なもの」を存在論的に根拠づけることが問題であった（この時期の法哲学上の主要な著作物の日本語訳はアルトウール・カウフマン（宮沢浩一・渋谷勝久・原秀男訳編『現代法哲学の諸問題——法存在論的研究——』（慶應通信社、一九六八年）に収められている）。第二期（一九六九年から八〇年代前半まで）を特色づけているのは、「正しい法」を如何に発見するかという視点のもとでの哲学的解釈学の法認識過程への全面的受容に伴う伝統的な主観—客観—図式の全面的な拒絶と、構造主義機能主義的な法理解との対決を通しての自らの法存在論とある種の修正ないしは変容であるというようにまとめることが

できよう（この時期と第三期にまたがる主要な著作物の日本語訳はアルトゥール・カウフマン（上田健二、竹下賢、長尾孝雄、西野基継編訳）アルトゥール・カウフマン『法・人格・正義』（昭和堂、一九九六年）に収められている）。法認識における主観―客観―図式に基づく思考の拒否は当然に、法発見というのはつねに同時に法発見者の創造的な行為であり、その人格が法発見過程のなかに入り込んでゆくことの率直な承認を意味しているのがあるが、しかしそれがイデオロギー上の単なる主観主義に転化してはならないのであれば、「文字によって固定された生の表現としての理解の技術論」（デルタイ）に照準が設定されなければならぬ。「すべての理解は結局のところ自己理解である」（ガダマー）という、あの有名な「解釈学的循環」は、まさに主観の優越的地位を弁護しているのではなく、むしろその指導的な関心が「相互主観性の維持と拡大」（ハバーマス）にあることを示しているのである。とはいえ、それにしても、この理解過程のなかで現実の「法」、「正しい法」の生成を保障しているものは何か。それこそまさに、法がそこに根を下ろしている人間と人間との領域になかで、存在に即しているがゆえに任意に操作することができない、同一性を構成している現実としての、つまりは「対象と関係との、静態と動態との交点現象としての人格」に他ならない。この洞察は同時に、存在者が完全にシステムのなかに解消され、システムがうまく機能するためには法をどのようにも用いることができる純機能主義的な思考方法（ルーマン）との決定的な訣別を意味する。

他方、法学的解釈学は、言葉を話す存在としての人間の人格的存在に深くかわるのであるから、従来の伝統的解釈論の固い枠を突き破ってその課題を諸々の方向へと押し広げてゆく。それは何よりも先ず、法が有する言語性の次元を新たに解釈学的光のもとに照らし出すことを促す。「一人だけではつねに真理を誤る。二人の間ではじめて真理は始まる」という、カウフマンがしばしば対話的理性を強調するに当たって引用するニーチエの言葉は、彼にとつては単なる機知に富んだ警句ではなく、人格的に、つまりは解釈学的に根拠づけられた認識論の必然的な帰結なのである。と同時に、手続きさえ履行すれば規範的な真理に、理性に到達することができると考え、政治的決断主義（カール・シュミット）とも通ずることもあり得る純手続き理論への安易なドアを――ルーマン、ロールズ、ハバーマスとの対決において――固く閉ざしてしまう。「各人には各人のものが保障される」とする実質的正義の原理がこれを許さないのである。

かくしていまや、「正しい法は手続きにおいて発見されるが、しかしそれは手続きを通してのみではない」という新しい標語のもとに、真理の収斂理論へと導く手続きの正義論の全面的展開が始まる。すなわち、第三期（一九八〇年代後半以降）の幕開けである。カウフマンは、「第一期」では法認識における主観―客観―図式という安定した思考法と訣別し、「第二期」において純手続き理論への逃げ道をも断ち切ってしまった。ここではもはや、果てしのない疑問の渦にあってもがき苦しみながら一条の光を追い求める思考法しか残されていない。では、その光とは何か。言い換えれば、何が「希望の法哲学」か。それこそまさに、カウフマンの長い学問的人生行路を貫徹しているあの「赤い糸」、つまりは人間をつねに人格と見るあの見方に他ならない。彼にとって正しい法秩序の中核を形成しているのは実に人間、それも人格としての人間である。どのような硬直した法原理も人格の前では氷解し、どのような法規制もその前では立ち止まる。法による人間への全面的支配の試みは、この人格という「不可任意処分的なもの」を前にしてことごとく失敗を喫する。カウフマンの手続き理論の中核を形成している相互主観性および真理の収斂理論は、かくして肯定と同時に疑問をも表明する、彼自身の人間的営みのパレフレーズに他ならない。かくして第一期から第二期にかけて刊行されたカウフマンの膨大な著作物を貫徹する赤い糸を、次のような簡潔な命題に載せることができる。すなわち、「法は人間に相応していなければならない」。「法の理念は人格としての人間の理念である――さもなくばそれは無である。」

法による人間の全面的支配を論じ、もしくは人間を完全に法に従属させてしまおうとするいっさいの試みとの対決を通して確立されたこの立場に基づく叙述が『入門者』に向けて、第一章と第二章において再びきわめて平明かつ説得的に展開されているのである。そしてこの立場は、本書第一章と、これに続く第二章の『法哲学の問題史』における著者独自のものではないばかりでなく、法哲学と法理論の領域においてそれぞれに個別的な問題に取り組み執筆者全員の立場でもあり、それぞれの執筆者の個性に満ちた多彩な叙述も自ずとそこへ収斂してゆく。それはさながら、一大交響楽の見事なハーモニーを聴く思いがする。

個別「法哲学、法理論、法解釈論」に関して言えば、ここでは先ず、広い意味における法学を支えている三つの脚としての

教科の相互関係とそれぞれにとつての（相対的に）独自の存在意義が明確にされていることに注目されなければならない。このうち法哲学と法理論との間の境界は流動的であり、扱っている対象がより内容であれば法哲学、より形式的であれば法理論と呼ばれているにすぎない。つまりは、伝統的には法哲学の属していた形式的な問題領域での研究の細分化が進行するなかでそれらに新たに「法理論」という名称のもとに概括されるようになったというだけにすぎず、内容のない形式は空虚であり、形式のない内容は盲目であることをかんがみれば、実質的には両者はあくまで一体のものでなければならぬ。

これ対して、カウフマンによれば、（実質的な法理論を含む）法哲学は哲学の一部門であつて、（狭い意味における）法学ではない。それはとりわけ法解釈論ではない。その決定的な差異は、前者が現行体系を超越する立場からこれを根本において批判的に論証するのに対し、後者は現行体系には触れないままに体系内在的に論証することにある。この意味において両者は他者存在の關係にあつて互いに他を必要としているのである。しかし後者が前者の「メタ解釈論的な」思考法を不必要であるとしてこれを退けるとき、カウフマンによれば、それは危険なものになる。この指摘は、とりわけわが刑法学者たちが営んでいる刑法解釈論の現状を考え合わせるときわめて重要である。それというのも、それはすでに危険なものになつて、いるからである。彼らは現行法体系の内在的な論証に限界が示されているところで、「メタ解釈論的な」思考法をもつて問題を考え直すということをしない。ただ体系的解釈のほころびを言葉上のごまかしによつて取り繕うばかりである。生命保護領域からのいくらかの例に即してこれを例証して見よう。

自殺関与・同意殺人の規定（刑法二〇二条）が現存していることから、わが刑法学者たちはいともたやすく自殺それ自体の違法性を導き出す。自殺それ自体が違法であるのにこれに対する処罰規定が置かれていないことから、自殺は放任された行為であるという帰結を導き出す。これは、先ず不動の帰結があり、そこから辻褄のあつた根拠だけが言葉のうえで探し求められているにすぎない。自殺それ自体がなぜ違法であるのかを、体系超越論的にはどこにも論証されていないのである。論証が逆転していることは明白である。妊娠中絶の適応事由を正当化事由と解するのが、わが刑法学者たちの一致した見解である。この帰結の前提には、胎児は人でないということが自明の事実として置かれている。この相異なる呼び方によつて人の生命の同

一性という重要な、生命保護にとつて最も重要な側面がいとも簡単に無視されているのである。ここでは胎児生命（未生の人の生命）の無価値ないしは低価値性というまさに体系超越的に論証されなければならない事実が論証されないままに既に既定の前提として置かれて置かれているだけである。論証の逆転は、ここでも明白である。それは偽の論証である。このことを訳者はゆうに一〇年をかけて明らかにした（上田健二『生命の刑法学』（ミネルヴァ書房、二〇〇二年）における諸論文を見よ）。わが刑法解釈学者たちに決定的に欠如しており、そのためにその解釈論が危険なものになっているのは、法哲学のおよび法理論的思考法の決定的な欠如である。それが危険なものである、ということの理由は明白である。刑法学者たちのこの態度が、何ら犯罪として咎め立てされるいわれのない人々に有罪宣告が下されている一方で、年間数百万もの物言わぬ無辜な人々を殺害している犯罪者たちには目を閉じるというわが司法実務を脱問題化しているからである。

この一例だけからしても、その方法論的思考法においていまだに法実証主義的な主観―客観―図式に捕らわれているわが解釈論とその実務に対して本論文が及ぼすであろうインパクトは十分に大きいのである。

## 一、法哲学と法解釈論

法哲学は哲学の一部門であつて、法学の一部門ではない。しかしそのさい、法哲学があたかも（一般）哲学という類の特殊な種であるかのように見られてもならない。哲学はつねに、そしてそのあらゆる形式において人間的現存在の根本的問題との、カール・ヤスパースが「包越的なもの」(das

Umgreifende)<sup>(1)</sup>と呼ぶところのものとかわりをもつ。哲学

では、簡潔な言い方をすれば、つねに「そもそも

(Überhaupt)」が問題になっているのである。法哲学はそれゆ

え、それがより特殊であることによつてではなく、哲学的な手法によつて省察され、討議され、そして、可能な限りで答えられるのが、法的な諸々の根本的疑問、法的な根本的諸問題であることによつて哲学の他の諸部門から区別される。幾分くだ

いた言い方をすれば、法哲学では法律家が問い、哲学者がこれに答えるのである。それゆえ、本職の法哲学者もこの両教科に、法学と哲学に精通していなければならず、また、いったいどちらがより性質の悪いものであるか、「生粋の哲学者」の法哲学か、それとも「生粋の法律家」のそれかという、すでにしばしば提起される疑問には、両方とも等しく性質が悪いというように答えられなければならないであろう。

かくして法哲学は法学ではない、それはとりわけ法解釈論〔法教義学〕(Rechtsdogmatik)ではない。教義学(Dogmatik)とはカントによれば、「それに固有の能力の先行する批判を欠いた、純粹理性的教義学的処理である」<sup>②</sup>。教義学者は、彼が吟味抜きに真と考える諸前提から出発する、彼は「既知のもの(ex data)」から考えるのである。法解釈論者は、法とはそもそも何であるのか、また、法認識は存在するのか、どのような事情のもとで、どのような範囲において、そしてどのような仕方<sup>③</sup>で存在するのかを問うことをしない。このことは必ずしも、法解釈論は無批判的なやり方をしてることを意味しているのではない。しかしそれが批判的な処理をしている、たとえば法律のある規範を批判的に検討しているところであつても、それはつねに、現行体系には触れないままに体系内在的に論証して

いるのである。法解釈論の枠内ではその態度は全く正統である。それは、それが法哲学と法理論の非解釈論的な、「メタ解釈論的な」思考方法を必要であるとして、「純理論的である」もしくは非科学であるさへとして退げるときにはじめて、危険なものになつてくる。

ところで、哲学、法哲学は全く無条件的に処理することができるといふようなことでも、もちろんない。このことを、パスカルが「ポート・ロイヤル」(一六六二年)のなかで——達成不能な——「最も完全な方法」と呼んだところのものではっきりと理解することができる。あらかじめ一義的に定義づけられないような、どのような概念をも用いることは許されず、その真理性が裏づけられていなくなつていなくな、どのような主張も提示することは許されない。この二つの要求を充足することは、両者ともに無限遡及に導かないわけにはゆかないであろうがゆえに可能でないことを証明するために、冗漫な説明を全く必要としていない。

しかし哲学はそれでもやはり——解釈論とは異なつて——諸科学と諸体系の根本的諸問題と根本的諸前提の（今日では好んで言われるように）「背後をも探る」試みをしなければならぬ、それは——言い換えれば——ひとつの体系超越的な位置を

占めなければならぬのである。<sup>(4)</sup>この位置はタブラ・ラサ [tabula rasa = 白紙の状態] といったようなものでない。まさに最近の解釈学 (Hermeneutik) が、「前判断」と「前理解」が、言語諸科学 (これには法学も属するのであって、それというの<sup>(5)</sup>も、法学は言葉によるテキストにかかわっているからである<sup>(5)</sup>) にとってそこから特別な意義が生ずる、意味内実の理解のひとつの先験的な条件であることを示した。しかし哲学は決してこの種の事前投企に立ち止まり続けてはならないのであって、この投企は、「さらに先へと究めるに際して意味のなかで生じてくるものから絶えず修正され<sup>(6)</sup>」なければならないのである。哲学においては——そして同じことはつねに法哲学にも当てはまる——問題的是であり得ないもの、それに固有の本質から除外されるものは何も存在していない。原理的に哲学者は、何ものをも疑問の余地はないとして受け止めることは許されていないのである。その限りで実際のところ、哲学は個別的諸科学よりも「根本的に」処理していると言うことができる。ただそこから、哲学では解釈論的な個別的諸科学におけるよりも「重要な」ことが問題になっているという帰結が引き出されてはならないだけのことである。現にたとえば医学上の癌研究が、正しい (正義に適った) 法の諸基準を問う法哲学上の探究

よりも少なからず重要であることは、全く確かである。哲学と解釈論は「より多いか、それともより少ないか」、「より重要か、それともより重要でないか」の関係にはなく、他者存在の関係にある。それゆえ、何れもが他のものに取って代わることはできないのである。

## 二、法哲学の対象領域

法哲学と法解釈論との他者存在は、すでに先に示唆されているように、対象領域の差異にある。科学理論では、実質的客体のもとに、ある科学がその全体性のもとに携わる具体的な対象が理解される。これに対して、形式的客体は、そのもとでそれがこの全体を究明する特別な配慮である (そこから時として研究客体とも呼ばれる)。どの科学にとつても特徴的なのはその形式的な客体である一方で、多くの科学の実質的客体は共通していることもあり得る。現に法学上のすべての教科に共通の実質的对象は「法」であり、民法、国家法、行政法、刑法等々としてのその差異はそのつどの形式的客体に置かれている。まさにごく最近に観察することができる実質的客体の絶えず進行する形式的客体への分裂 (たとえば刑法学と並ぶ固有分野としての刑事学、そして刑事学それ自体も複数の特殊教科に細分され

る）諸科学の特殊化の進展へと導かれている。ほとんど制止することができないこの過程は、視野の限定された「専門領域」への狭隘化という危険を結果としてもたらす。諸関連、全体、根底的なものが視界から消滅する。それだけにいつそう哲学が重要になってくるのである。

個別的諸科学の本質が、その名称がすでに示しているように、それらが個別的なものに向けられているだけで、決してその全体性における存在者には向けられていないことにあるとすれば、哲学の本質はその形式的客体の全体性にある。哲学において問題になっているのは、——われわれが知っているように——個別的なものでは全くなく、個別的なものの多様性でもなく、全体、諸関連、根底的なものである。そこに、哲学の困難きわまる諸々の問題が置かれているのである。

個別的諸科学にとつては、ある一定の実質的な客体、ある具体的存在者との結びつきが特有のものであり、これをそれらはある一定の側面の、形式的な客体のもとに、究明する。哲学の場合では、われわれは形式的客体と実質的客体とのこの二重の結合を、このような仕方ではもはや有していない。それどころか、哲学はそもそも対象というもの（実体的な対象というものでは確かにない）を有しているのか。ある一定の実質的な客

体を、それはいずれにせよ有しておらず、その根底に置かれている形式的な客体は不定、すなわち「存在一般」である。一方では、ある一定の実質的な客体がこのように欠如していること、他方では、形式的な客体が普遍的なものであることが、哲学上の認識と哲学上の方法をそれほどに問題をはらんだものにしてるのである。哲学がその出発点を経験可能な個別的なものに（たとえば、ある一定の法規範に）取るということがどれほど哲学にも妥当しなければならぬかにもかかわらず、それでもやはりこのまたはあの個物が決してその本来の対象ではなく、それはつねに「その背後に置かれているもの」に、「先験的なもの」に到達するための手段にすぎないのである（たとえば、法とは「そもそも」何であるかという疑問について）。

そこからはつまり、法哲学はどのような特定の実質的客体をも有しないが、しかし、これに対して普遍的な形式的客体を持つということとは、必然的にも哲学にある種の思弁的な特徴を打ち込む。哲学には全体を認識することが求められるが、しかし人間の悟性は本来的に個別的なものしか向けることができないうようにできている。決してわれわれが存在の全体または法の全体を掌握することはないのである。哲学はそれゆえ、その対象を直接に一行為によって（*immo actu*）把握するに至ることは

ない、それはむしろ特異なものに出発点を取るほかはないのである——これはもちろん、あらゆる哲学上の探究の目標、すなわち全体をあらかじめ顧慮してのことである。このことをヤスパースとともに言えば、「学問としての哲学はつねに全体に向かうのであるが、それでも哲学はやはり個別的なものにおいてしか自己を実現することができない」ということである。

個別的諸科学では、まさに個別的なものが問題であるがゆえに、孤独な研究者であつてもその研究室または実験室で何らかの科学上の発見をなすことができる。哲学では、これと同じことは可能でない。多くの部分からのみ、人間の認識は全体へと接近するのである。それゆえに哲学の目標は、われわれがそもそもこれに到達することができるとして、数多くの共に哲学する者の協働においてのみ、「討議」においてのみ到達することができるのである。この理由から、コム、ニケ、ケ、シオンが、「伝達による共同体」<sup>(8)</sup>が、哲学では個別的諸科学におけるよりもはるかに多く相互作用、相互主観性、合意、収斂が問題になつてゐるほどに重要な役割を演じているのである。諸立場の多様性、様々な理論の多元論は、これが正しく理解されてゐるとして、哲学の障害でも袋小路でも断じてなく、全くその反対に、その全面的な展開にとつての一必要条件である。

ここからはまた、（法）哲学上の相対主義の問題に光が照らし出される。様々な哲学者の諸々の言明を、あたかもどの個別的なものもそれ自体として全体を成し遂げているに違ひないのでもあるかのように、どの個人をもそれ自体として見る者は必然的に、哲学では治癒し難い相対主義というものが支配しているという帰結に至らないわけにはゆかないであらう。哲学を数百年と数千年を通した協働から把握する者だけが、離散のなかに収斂を見ることが出来る者だけが、この相対主義から免れるであらう。

### 三、法哲学における正しい疑問について

（解釈論的な）個別科学においては問題の方向がそれぞれの対象に規定されるのであつて、それというものも、それらは個別的なものにのみ向けられていることから、問題設定を直接にこれに結びつけることができるからである。具体的に言えば、どのような疑問が提示されているのかは、直截にそのつどの形式的客体から明らかになる。たとえば、これが許されない行為から生ずる損害賠償であれば、（ドイツ）民法第八二三条に関連していることが問われているの言うまでもない。

しかし哲学では、法哲学では事態はこれとは異なる。その

「対象」は存在ないしは法の全体である。しかし、既述のように、われわれの思考は即座に、また一行為によってこの全体をわがものとすることができず、特異なものでもって、全体のあつ部分でもって始めなければならぬことから、哲学では方法論上の疑問設定をその対象から規定することはできないのである。私は確かに次のように問うことができる。「全体において存在とは何であるか」、「全体において法とは何であるか」と。

しかし、そのようにして私は哲学ないしは法哲学において方法論的に先に進むことをしない。私は細分化して、たとえば法の目的と目標を問う、法実証主義を問う、法と倫理との関係を問う、法規範の機能を問う、法の歴史性の契機を問う、「一般的な諸原理」と「ルールズ」との関係を問う疑問をもつて始める。これらの詳細からはじめて、次いで——しかし近似値的な仕方にすぎなくても——全体が合成され得るのである。どのような科学的哲学も分析的な方法を断念することができない。これにはもちろん、次いで総合も続かなければならない。

ところでしかし、哲学では正しい問題提起、正しい疑問が何によって規定されるのか。これに答えることは困難であつて、それというのも哲学では、ある一定の方向へ向けて問うことを余儀なくさせるような、どのような無理強いも存在していない

からである。原則的にはどのような細部からも、正しく処理されてさえいれば、全体に接近することができるのである（このことはもちろん、まさに次の「解釈論的循環」の部分——全体——関係について明らかになる。ある部分が何であるかを、全体の前理解なしには知ることができない。しかし全体は諸部分の知識を通してしか引き出すことができない）。法哲学上の疑問には死刑や責任で火が点くのと全く同様に、「ドイツ」民法二四三条の一般条項でも法人の諸制度でも火が点く。「右側を通れ！」というような技術的な印象を起こさせる規定が、「法一般」の意味、本質および意義を問う法哲学上の疑問に答えるためのそもそもの出発点であり得るのである。

可能な法哲学上の疑問および問題提起の数は、いまいが述べられたことのすべてから、たとえすべての法哲学が究極的には同じ目標に、すなわち存在の全体に、真理の全体に、法の全体に向けられているにせよ、原則的に限られていない。ここに哲学はまたしても、諸問題の数が原理的に限られている個別的諸科学から区別される。それゆえ、個別科学がある一定の研究対象をいつたん目標に到着させることができる一方で、それが哲学では「事物の本性」からして不可能である。

ところでしかし、ある一定の時代の哲学は決して全体をでは

なく、この全体のある一定の側面しか念頭に置いていないのであるが、このことは必ずしも、他の諸側面が無視されることを意味していない。そこからある新しい時代の哲学にとつて、次いでいまやそれまで無視されてきたこれらの諸側面を視野のなかに収め、それらを把握するという課題が生じてくる。現に哲学では、その窮極がつねに同じ目標に関係しているにかかわらず、歴史から、そしてそれゆえに歴史的状況から新たに變更された課題が育ってきたのである。十七および十八世紀の合理的主義的で觀念論的な自然法教義による法における合理的で理念的な契機の一面的な強調は、必然的に歴史学派および最終的には法実証主義に解放を求めざるはなかつた。法実証主義は断然としてひとつの歴史的な課題を有していたのである。それは法の実存的な側面、実定性を再び視野のなかに押し込んだのである。しかし今世紀「二十世紀」に極端な実証主義的思考が呼び覚ました後になつてからは、法定立と法発見に限界を設定する「不可任意処分的なもの」を発見することが、いまやわれわれの課題であるが、しかしこれがある抽象的な価値—天国のなかにはなく、法の現実のなかにも求めなければならないのである<sup>11)</sup>。この例からも分かるように、哲学者というものはその時代の諸問題に立ち寄つて尋ねることしかできないのである。<sup>12)</sup>

以上に述べられたことから、正しい哲学上の問題提起は射程の大きさと学問上の重大な答責の問題であることが明らかにされたであろう。そして、ある一定の哲学はその疑問設定からのみ理解され得ることが示されたであろう。どのような哲学的思想も、どのような問題提起をもつて当該哲学者が事態に接近しているのが把握されなければ、また、ある一定の思想家を全く特定された諸々の疑問に立ち向かわせることとなつた歴史上の諸状況が把握されなければ、理解することはできない。哲学上の諸々の教説を知つてということはいまだ哲学ではなく、ハイデガーが適切に述べているように、「せいぜいのところ哲学学にすぎない」のである。<sup>13)</sup>

#### 四、科学主義、哲学主義の誤りおよび哲学との間違つた交わり

「生粋の哲学者」の法哲学は、まさに「生粋の法律家」の法哲学と同様に害悪であることが、すでに先に述べられた。後者をもつて始めると、純然と法的に準拠した「法哲学者」は科学主義 (Scientismus) の、言い換えれば、(解釈論的な個別) 科学を過大に評価するといった、(法) 科学的な思考に一面的に

準拠するといった誤りに陥っている。彼は法哲学上の諸問題に——そしてまさに法にかかわる諸々の疑問にも——哲学まで後戻りしなくても、またしばしば哲学上の諸知見がなくても答えることができると思いたがっているのである。このような心構えは非常に広がっている。これについてヤスパースが、「哲学上の事柄ではほとんど誰もが自分に判断能力があると考えている。科学上の理論では学習、方法が理解の条件であると承認される一方で、哲学に関しては、即座にそこに居合わせて共に語る事ができるといふ要求が高められる」と言うとき、彼は正鵠を射ている。法律家の場合でも事態は全く同じである。ほとんど誰もが法哲学上の事柄では、彼が真面目に哲学に従事したことがなくても、専門家気取りである。「十九世紀から二十世紀にかけて」世紀の変わり目頃のこの法曹科学主義は、法曹の「専門家」が哲学することの営みを掌中にし、それゆえ法哲学を「法曹哲学」に改鑄しようとした、いわゆる法の一般理論の、「法哲学の安楽死」<sup>15</sup>の場合に最も明確に刻印づけられている。この種の法学上の近親相姦の帰結はせいぜいのところ、直観的にはおそらくはどうにか的を衝いてはいいが、しかしそれ自身でやっていることがわかっていない俗流哲学というものである。それは通例として半可通である。

これと対立する誤りを、哲学主義の誤りを、特有の法的諸問題に、法学がここでも提示している諸々の疑問に気を配ることをしない、哲学的にのみ鼓舞され、方向づけられた「法哲学者」が犯している。彼はわれわれに時として、このまたはあの哲学的思考方向が法哲学の言語に移し変えられるときに露見してくるものについて恐るべきほどの深遠な探究を提供するのであるが、しかしそこでは、彼は、この特定された歴史的状况には全く投げ掛けられておらず、それゆえにいまこゝでは (nicht) ともそも問うに値しない疑問に「答える」。

哲学者に対する非—哲学者の、広まっている誤ったひとつの態度は、何らかの哲学上の思想、教義、定説を自己の領域に移し変える、言い換えれば、処方を用いられるように哲学を「適用しようとする」努力である。ここからは次いで、法哲学における周知の諸方向、トマス主義、カント主義、ヘーゲル主義、マルクス主義および今日ではどのようにも呼ばれ得るであろう方向が生ずるのである。これに対しては先ずもって、哲学の諸言明は決して出来上がった解決策——特許的処方——ではなく、それらを数学上のある公式を借用するようには簡単に借用することができないと意義が申し立てられなければならない。むしろこの場合に問題になっているのは諸側面、すなわちある

一定の場所的・時間的な視点から本質的であること示している視野の諸方向「のみ」である。残念ながら哲学はただもうあまりにもしばしば無能を咎められるが、これは実際のところその精神と批判を欠いた取り扱いにすぎない。ある哲学者の教えはその思想に追体験と共同体験においてのみ、自らが共に哲学することにおいてのみ、これをわがものとすることができるのである。ところで、このわがものとする、ことというのは、うわべだけの借用からは本質的に異なっているのである。「手に入れた物を移し変えて自己の行為に埋没させた入手にはじめて盗みではない。」<sup>15)</sup>

前述のことからはさらに、学派形成というものは哲学の本質に矛盾するということが帰結する。このような学派がなお多くの功績を有していようと、遅かれ早かれそれは、他の側へ向けて自らを開くことがもはやできない教義主義に、またそのようにして硬直化、瘡蓋化というものに、それどころか「学派の意見」の絶対化に墮落する。絶対主義のすべて、手触りのよい、整然とした公式のすべて——「命令は命令だ」や「法律は法律だ」、もしくはまた、「法とは正義である」も——、それらすべてが不真実と硬直の核を隠している。いまだ開いているもの、出来上がっていないもの、問いつつあるものだけが生きて

いるのである。根本的には、哲学を教えたり学んだりすることはできず、ただ哲学することができるだけであると、エディヌ・シュタインが適切に述べている通りである。<sup>16)</sup>

## 五、法哲学と法理論

哲学と教義学とが互いにどのように関係しているのかを、比較的の容易に示すことができる。では、法哲学と法理論は互いにどのように関係しているのか。これに対する十分な解答というものは、今日に至るまで存在していない。一方で『法および社会哲学のための論叢 (Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie)』のなかで、他方で『法理論 (Rechtstheorie)』のなかで公刊されている諸論文は、そのテーマからしてそのつど別の機関にでも刊行され得たであろう。

法哲学と並んで法理論も存在しているということを、歴史的にしか説明することができない。「法理論」という呼び方は確かに古いが、法学の一特殊教科としてのその使用ということでは、しかし三〇年よりもほとんど古くはない。それでも法理論という分野はそれほど新しいものでも再びないのであって、それというのも、十九世紀から二十世紀初頭までに進展していたものは、確かに今日の法理論と同じではないが、しかしそれで

も幾分はきわめて類似しているからである。

他では、法哲学と法理論との差違はきわめて不明確である。

法哲学はより内容的であり、法理論はより形式的であるということとは、確かに一握りの塩（cum grano salis Ⅱ一片の真理）としては当たっているが、しかし形式のない素材も素材のない形式も存在していないことから、これもまたどのような厳密な限界づけも獲得することができない。両者が現行法に限定しているのではなく（両者はともに原則的に体系超越的な処理をする）、しばしば間接的ではなくなっても、「正しい法」を目標としているのであり、また両者が、法社会学のように、法の諸事実と携わることもない。

根本的に法理論はその動機によつてのみ、法哲学から際立っている。哲学からの「開放」が問題になっているのであり、法律家は法の哲学上の諸問題を自力で、一種の「法曹哲学」として自ら答えようとしているのである。<sup>18</sup>これは確かに、しばしば次のように記述されているひとつの成り行きである。諸科学の哲学からの「移住」、「哲学の終焉」、単なる「残存教科」としての哲学。とりわけハイデガーが、すでにギリシャ時代に哲学の決定的な様相が現われていることに注目させた。「それは、哲学が切り開いた視野の内部における諸科学の形成である。

……心理学、社会学、文化人類学としての人間学の独自性を、形式論理学と意味論としての論理学の役割を指摘することによってである……」<sup>19</sup>もともとはすべての自然科学が哲学のところ定住していたことも考えて見よ。

法哲学についても——必要な変更を加えると（mutatis mutandis）

——事情はこれと同じである。法哲学からも、時代の流れとともに様ざまな領域が、ハンス・リッフェルがこう呼んだように、「移住」した。<sup>20</sup>カントはその『法論の形而上学的定礎』でいまだ物権、婚姻法、親権、国家法、国際法その他多くのものを扱っていた。<sup>21</sup>またヘーゲルの『法哲学』には、たとえば所有権、契約、不法、責任、家族、国家に関する章が見られる。<sup>22</sup>しかしグスタフ・ラートブルフ——最後の「古典的な」法哲学——にさえ、たとえば私法と公法、所有権、婚姻法、相続権、刑法、訴訟法、教会法、国際法……といった同様の章に出遭う。<sup>23</sup>まさに根本的に言つて法的なすべての疑問を哲学的に討議することができるのである。しかしこのことは、物権、相続権、刑法、国際法等々が独自の教科になっていることを、いささかも変えるものではない。

さて、時代が進行するなかで、学問領域の進展の結果としてますます見渡すことができなくなっていることの原因は、この

三〇または四〇年間に法哲学の特定のテーマが選別され、それがいまや「法理論」という名称のもとに討議されていることにある——現にたとえば、法の規範論、認識論、論証論および決定論、次いで法学的的方法論、意味論および解釈学、さらに法学的トピック論、法学的レトリック論その他多くのものとして。

しかし、たとえば相統法、刑法、国家法の場合とは違って、また広い範囲にわたって独自化している法社会学とも違って、まさに言及された法理論の問題領域はいまなお法哲学に属しているのであって、それというのも、法理論の法哲学からの限界を可能にするであろう、どのような基準もこれまでのところではいまだ存在していないからである。せいぜいのところある種の重点設定を確認することができるにすぎない。すなわち、法理論の場合では関心が形式のおよび構造的な諸要素にあり、法哲学の場合では狭い意味において内容的なものにある、ということである。<sup>(24)</sup>本書においても法哲学と法理論とのどのような厳格な区別もなされない。これまでに法哲学について述べられたことは、いずれにしても法理論にも当てはまるのであり、以下に続くことについても事情は同じである。

## 六、哲学と法哲学の諸起源

哲学ないしは法哲学が何であるべきであり、またあらうとしているのかを理解するためには、とりわけ一度はそれらの諸起源について明確性を獲得していなければならぬ。そのさい、哲学は、それが「永遠の哲学 (philosophia perennis)」(永遠に「なる哲学」)の理念のもとにあるとはいえず、歴史性の法則のもとに置かれていたことが想起されなければならない。それも、ここで実際に問題になっているのはひとつの法則性である。ここで哲学者の偶然または気分が支配しているというようなことでは、全くないのである。ヤスパースは哲学には三つの主要起源が存在していることを指摘した。すなわち、驚き、疑い、震撼である。<sup>(25)</sup>これに対応して、哲学には三つの根本的教科が存在している。すなわち、存在論、認識論、実存哲学である。これらの教科のいずれもが、ある全く特別な心的態度、世界についての全く特殊な心的態度に対応している。またそのいずれもが、それぞれに画期的時代というものを有しているのである。

### 六・一、存在論(客観性としての世界)

どの存在論的哲学も第一次的に存在へと、客体(これはしか

し、必ずしも実体的な種類のものであることを要しない。たとえば諸々の関係または構造も問題であり得る）へと差し向けられている。この心的態度は、存在者が存在しているのであり、それ以上のものは何も存在していないことの、あらゆる不思議のなかの不思議についての驚きに対応している。これはプラトーンに、アリストテレスに、トマス・アクィナスに、ゲーテに見られる。われわれによつて創られていない世界についての自己不思議が、知りたいことへと、疑問へと駆り立てるのであって、それというのものも、私が驚いていることから、私は、私が何も知っていないことに気づくからである。存在者が存在しているのであって、それ以外のものは何も存在していないことについての根拠が何であるかを、私は知りたいのである。これこそまさに存在論の疑問である。

存在論はかくして、存在への信頼に基づいている、われわれの思考に依存することなく成り立っている存在者が存在していることから出発する哲学である。それは意識ではなく、原理的に任意処分が可能でない存在に差し向けられているのであって、人間が存在に（「自然」に）当てがわれている法則を尊重する限りで、彼に役立っているのである。このように存在への信頼に基づいており、客観的な現実に向づけられた哲学が、

それ自体として確固とした基盤で固められている、より安定した基礎のうえに成り立っている、またとりわけ自己自身への信頼を有しているような時代においてのみ、可能であることは言うまでもない。それこそまさに、存在論がそこで支配的な哲学上の思考方向を表している精神のおよび文化的な盛期である。すなわち、古典古代ではアリストテレスに、スコラ哲学の盛期ではトマス・アクィナスに、ドイツ観念論の絶頂期にはヘーゲルに現われているのである。

客観主義的な法哲学もまた驚きから、存在が本源的に秩序と形態をそれ自体に秘めていると、諸々の秩序と関係の「自然に即した」秩序というものが存在しているところ、人々が何らかの共同体において共同生活をしているところではどこでも、すでに法も現存していることに対する驚きから出発している。存在自体に内在している人間の良風の諸法則に対する驚きによつて捉えられなかつた者は、自然法問題を決して正しく評価することができない。なぜと言つて、法は単に人間の被造物にすぎないと考える者が、どうして存在に即した不可任意処分的な法を問う問題を、ただ立てるだけでもするのであろうか。真の自然法論というものは、法をその本質からしてわれわれの思考と意欲とは関係なく成り立っている現実として把握するところ、法

の存在帶有性が否認されないのでのみ、可能である。存在以外には自然法にとつてのどのような妥当根拠もあり得ないのである。自然法論は、窮極的にはつね法存在論である（とは言え、それは必ずしも実体的存在論であるとは限らない）。そこから自然法の最盛期は存在論の最盛期と一致しているのである。自然法は、原則的な存在への信頼のうえでのみ、栄えるのである。自己と世界への信頼を有している種族だけが自然法へと立ち向かうのである。

## 六・二、認識論（主観性としての世界）

すべての客観主義的な哲学の始まりに驚きと信頼が置かれていとすれば、第一次的に主観に方向づけられた哲学の基調は不信と疑いである。諸感覚がわれわれを欺かないか否かが確かでないことから、われわれが繰り返し認識努力において誤ることから、われわれがただもうあまりにもしばしば、われわれの思考が解決し難い諸々の矛盾に巻き込まれるという経験をしなければならぬことから、われわれが知覚し、認識することができるすべてのものが、まずはいったん疑問視され、このような根本的疑問を持ち堪えるものが、次いで実際に確実なものとして妥当することができるものが証明されなければならないの

である。われわれの認識のこの確実性が、デカルトがその『省察録 (Meditationes de prima philosophia)』（一六四一年）のなかで疑うことができるすべてのものを疑うことを原理にまで高めたとき<sup>(28)</sup>には彼にとつて「明晰かつ判明な認識 (clara et distincta perceptio)」が問題であったのであり、カントがその『純粹理性批判 (Kritik der reinen Vernunft)』（一七八七年）の序文のなかで、信念にその場所を獲得するためには、古い形而上学の（誤つて考え出された）知識を取り除かなければならぬと言つときも、これが問題であつた。<sup>(29)</sup>

疑いをもつて哲学が始められるところでは、心的態度は世界に対しては全く別のものになる。視野が向けられるのは、それ自体として成り立っている諸々の事物ではなく、思考する主観である。本源的なものは存在ではなく、意識である、存在は意識の産物として説明される。すでにプロタゴラスが教えていたように、人間が万物の尺度になるのである。哲学は徹底的に主観的になる、それは意識哲学になるのである。これに従えば、哲学上の根本的な疑問はこういうことになる。どのようにして私は私の意識から出て「外部的世界」の認識に至るのか。これが意味しているのはこうである。どのようにして私はそもそも何かを知ることができるのか。問題となつているのはもはや事

物、対象、存在ではなく、認識、意識、方法である。存在論ではなく、認識論がいまや第一哲学（prima philosophia）である。この場合では、ゲーテがカントの哲学に、それはつまるどころ「もはや客体に至らない」ということだ<sup>30</sup>という批判を加えたことが実に容易に生じる。そして、もはや信頼しながら存在を把握するのでなく、永遠の疑いに囚われ続ける、このような哲学は、ある時期の盛期が越えられており、溶解する諸傾向が開始されたことに対するひとつの確実な証しである。「私はあなたのためにいくらかのことを発見しました」と、ゲーテはかつてエッカーマンに述べた（一八二六年一月二九日）、「そしてあなたはそれをあなたの人生のなかでしばしば確認されていることを見出すでしょう。後退的なものと溶解的なものに含まれた時期のすべては主観的であり、これに対して前進的な時期のすべてはひとつの客観的な傾向を有しています」。そしてこのカントの同時代人はなおこれに付け加えた。われわれ今日の全時代はひとつの後退的な時代であつて、それというのも、それはひとつの主観的な時代だからです。」

ここで述べられたことは、法哲学にも全く相応して当てはまる。その始まりに存在に前もって与えられている秩序に対する驚きではなく、このような秩序はそもそも存在しないという疑

いが置かれているのであれば、第一次的な問題はもはや正しい法を問う疑問ではなく、ルドルフ・シュタムラー言うように、「法の知識<sup>31</sup>」をめぐる問題である。法から独自の存在帶有性が否認される、それはもはやひとつの名目概念、立法者の完璧な権力から産出される諸々の法律のひとつの集合名詞にすぎない（実証主義）。自然法理念はもはや全く理解されない。自然法則をもはや「学問上の普遍化」として見る事ができない分だけに、自然法はひとつの「理論の産物」であると説明される。そして「法の一般理論<sup>32</sup>」より以外には法哲学から何も残らない。かくしてここでも溶解する傾向が明らかになる。<sup>33</sup>

### 六・三、実存哲学（自己生成過程としての世界）

哲学することの第三の起源は、人間が現存在の「限界的諸状況」の前に立たされるときに、彼を襲ってくる実存的な震撼である。すなわち、彼が乗り越えることができない、彼が変更することのできない、彼が（社会が、人類が）現存在の限界を、その日常的に氣遣われる世界の無一決定性、責任、病氣、死、戦争、疫病、諸文化の崩壊、諸民族の没落を経験するあの状況である。この限界的諸状況を意識することになること、自己の弱さと無力さを氣づくようになることが、エピクテトスがす

に述べたように、態度決定へと、人間的現存在の意味を問う疑問へと駆り立てるのである。「窮迫は考えざることを教える」(エルンスト・ブロッホ)<sup>35)</sup>。すべてが、人間はこの限界的諸状況にどう立ち向かうのかに帰着する。彼は、あたかもそれがないかのように振舞うが、次いでいつの日にか事実としてそれらによって打ち負かされることから眼を閉じることができない。これは非本来性の様相、現存在の不資格、すなわち大衆的現存在である。人間が真の実存に、現存在の本来性に立ち至るのは、彼が限界的諸状況に決然として立ち向かう場合、彼がそれらを有意味的にその計画と行為に順応させる場合、および彼がその自己意識の変革を通して全く自分自身になる場合のみである。まさにこのことが、実存哲学では問題になっているのである。それは人間に、彼がその諸々の可能性に決断を下し、これとともに彼自身の実現に達するというようにして、単に露命をつないでいるにすぎないことに逃げ込むことへの非本来性に抗うように呼びかけているのである。

前述のことからして、ある時代が大変革に、そしてそれゆえにある種の危機にあるところではどこでも実存哲学が主として立ち現われることは、驚くに当たらない。それは時代の転換期に典型的な哲学である。われわれは、その名称通りではなくて

も、古代との境界では前ソクラテスに、中世との境界ではアウグスティヌスに、近世との境界では、たとえばバスキアルに出遭うのであり、そしてそれは、またしてもわれわれの時代の、ある新しい、その名もなき第四時代の哲学である。<sup>36)</sup>

法の領域においても実存的震撼が、実存的諸状況を意識するようになることが、この世の法の避けがたい機能不全およびそれが、絶対的な諸価値の尺度で測れば今日的疑問をはらんでいるということが存在している。ラートブルフはかつて、良き法律家は良心の疚しさを有している法律家のみ、「その職業生活のどの瞬間でも同時に必然性をもって……その職業が深く疑問をはらんでいることを十分に意識している」者のみであり得ると述べた。これは全く実存哲学的に考えられている。法に境界があること、不完全であることおよび信頼するに足りないこと、またそれがわれわれに接近してくることに眼を閉じる者は盲目的にこの法のとりこになり、その悲運のいつさいを笑いのものにする。このような心構えが実証主義者にとっても自然法論者にとっても特徴的である。実証主義者は法律しか見ない、彼は法律を超える法のどのような契機に対しても心を閉ざし、それゆえに、われわれが今世紀「二十世紀」に飽き飽きするほどまでに経験したように、政治権力による法の転倒に対して無

力である。自然法論者は実定的法律を過少に評価する。彼は前もって与えられている諸規範に賭ける。しかしこれらを認識できる形で提示することができないことから、その帰結は、とりわけ「自然法の」十八世紀において示されたように、法的不安定性と恣意である。而理論は法の実存的なあり方を当て損なっている<sup>(38)</sup>のであり、そこから法はそれ自体に立ち至ることはないのである。

#### 六・四、様々な方向の総合

先の法哲学の区分は理想型として理解されなければならない。どのような方向もその純粋性において現われることはない。しかし力点は、異なる時代には異なる仕方で置かれる。ある哲学の特徴的理想型的濃縮化は、とりわけその欠陥も、現実的な考察の場合よりも顕著に目立たせる。

法の古い実体存在論的で客観主義的な見方は誤りである。法は、木々や家々のような客体では全くない。法はむしろ、人々が互いに、そして諸々の事物について置かれて<sup>て</sup>いる諸関係の構造である。実体的存在論というものの代わりに諸関係<sup>、と</sup>いうものが展開されなければならないのである。しかしまた、すべてを主観性に、そしてついには機能的なものに雲消霧散させてし

まい、「存在論的なもの」（不可任意処分的なもの）を否認することも誤りである。法が立法者の全くの任意処分のもとに置かれるという危険が、これによって生ずるからである。

この二つの——客観主義的な、と主観主義的な——態度は、主観—客観—図式（主観と客観とは認識において分離されたままである）に、逆の符号をもってではあれ、捕らわれている。

この図式は、今日では自然科学においてさえ疑問視されるのであるが、しかし少なくとも解釈学的（理解的）諸科学には、それは適合しない。それは人格的思考<sup>、と</sup>いうものに席を譲らなければならないのである。

そのさい、人間はその道徳を自ら作らなければならないとするジャン・ポール・サルトルの見方における実存哲学の極端も、法はもっぱら手続きを通してのみ成立し、正統化されるとするニクラス・ルーマンの意味における機能主義の極端も避けられなければならない。人格は、そしてこれとともに法もまた、与えられていると同時に課せられているのであり、止揚し難く客観性と主観性とがひとつになっているのであり、それらは、もっぱらこの手続きの産物であることなく、これによってそれぞれの具体的な現存在の形態化に到達する形態化過程の「何」であり、「如何に」でもある。これは、簡略な形式で表せ

ば、實質的に（人格的に）裏づけられた正義の手続き、理論の理  
念である。<sup>(29)</sup>

## 七 現代における哲学と法哲学の課題

われわれはひとつの移行と変革の時代に生きている。多く「パラダイム転換」という言い方がされ、そしてあるパラダイム転換が別のそれに続く。まさにモデルネ「近代的傾向性」のトレードマークがいまだに保持されているのである。合理性が極度にまで強調された結果として、わが国にも——アメリカ合衆国とフランスからやって来て——ポスト・モデルネが到来しているのであり、これは非合理的なものであることを少なからず意味している。ところで非合理性は、科学的な諸要求を高めようとする哲学にとつての処方では、確かにない。しかしまさに合理性と理性に賭けられるのであれば、ポスト・モデルネがあれほど大きな魅力を失ったモデルネに対する、とくに啓蒙に対する不快感がどこに由来するのかを心に留めておいたほうがよいであろう。これを一文で述べるならば、すべてを支配知と効用知に置き、まさにこれによって人々にとつて実際に重要である、諸々の疑問に答えることができる、できないことを証明した「モデルネの完璧強制」、「全体化する理性」、「粘り強い啓蒙」である。<sup>(30)</sup>

この機能不全をどのように説明すべきか。

われわれが歴史を一瞥するならば、哲学の、とくに法哲学の課題に対して繰り返し二つ極端な見解が互に対立しないは並存していることを、われわれは確認することができる。ひとつの方向は哲学に、絶対的に普遍妥当的で不変的な諸言明を世界について、人間について、法についてなすという課題を割り当てる。数え切れないほどの回数でこれが試みられたが——（絶対主義的な）自然法論だけでも考えて見よ——しかしどの回でもこの努力は失敗に終わっている。それらは、とりわけそのような絶対的で超時間的な諸内容はこの世には存在しないという理由からしてすでに、しかし少なくとも——カントによれば——「純粋な」認識は、何かがそのもとで見られる形式を含んでいるにすぎず、諸内容はしかし、それが悟性からではなく、経験からやって来ることから、アポストリオリにしか妥当せず、それゆえに「純粋」ではないという理由で失敗しないわけにはゆかなかつたのである。<sup>(31)</sup>

そしてこの所見からもうひとつの見解が帰結する。それは、哲学することの「純粋性」のためにいっさいの内容を断念し、存在の、思考の、法の諸形式にのみ献身する（たとえばマックス・ヴェーバーの『科学の価値自由性』、ハンス・ケルゼンの

『純粹法学』。まさにこの「純粹性」こそ、多くの者が「合理性」の決定的な基準であるとみなしている当のものであり、だからこそそれは内容的に哲学することのすべてを非合理的であるとともに非科学的であるとして否認する。しかし、まさにそれほどまでに形式的な純粹性に切り詰められたこの合理性こそ、実際に重要である諸々の疑問に対する答えを、それが持ち合わせていないという非難を自ら被らなければならぬ当のものでもある。哲学における形式主義（これをカントはそのような形では提唱しなかった）は全く確かに多くの明敏な理論をもたらししたが、しかし内容のない形式は、周知のように空虚であり、その實際生活にとつての意義は、それが純粹性原則に固執することが強ければ強いほど、いっそう僅少である。

この両者を、形式的な純粹性と内容的に意義に満ちた言明力をもとに有することはできない。このことを、現代の法哲学者のなかではグスタフ・ラートブルフ以外には誰も知らなかったのであるが、彼は、形式的な法の一般理論の百年の後に再び法の内容について哲学した最初の一人であった。ほとんど同じ時期に哲学において「事物それ自体<sup>③</sup>」の回帰が促進されたときに、法哲学も再び「法の事物<sup>④</sup>」に立ち向かった。エドムンド・フッサールの『純粹現象学と現象学的哲学の理念』（一九一三

年）のただの一年後に、ラートブルフの『法哲学綱要』（一九一四年）が刊行され、これとともに法の「内容」と「正当性」を問う問題が始まった。好んで実証主義の主証人と呼ばれるラートブルフは、実際はその克服者である。彼によって早くに提唱された存在と当為の「方法二元論」（以下の章二、五、一を見よ）からは「理念の素材被規定性」を経て後の「事物の本性」の理論に至るまでの、ひとつの真つ直ぐな道が導いている。法哲学のひとつの新しい章への、自然法と法実証主義のかたの法哲学というものへの移行は、ラートブルフという名称と結びついているのである。

もちろんラートブルフはその法哲学の実質化のためにひとつの代償を払わなければならなかったのであるが、その代償が法哲学上または価値論上の相対主義であった。ラートブルフは、確かに法の可能な最高価値の数は限られているが、しかし唯ひとつの正しい価値を問う問題への学問上の解答は締め出されていると考えた。この相対主義の背後には、自由、寛容、民主主義のエトスが置かれていた。独裁におけるこのエトスに対する裏切りによつて法哲学における相対主義も放棄された。法の内容については独裁的に決定された。この道は今日ではわれわれに、そして望むらくは永遠に閉ざされている。しかしこれと

もにわれわれは、実質的な科学上の法哲学の理念というものをも葬り去らなければならないのか。

ラートブルフは諦めるのが早すぎた。彼が法の最高の諸価値——個人的諸価値、文化的諸価値——を一義的に証明することができないことから、彼はこれらの内容を確信している者のすべてとのコミュニケーションをはじめから断念していた。より正確には、彼らとのコミュニケーションができるのは政治の次元のうえだけであって、学問上の次元のうえではない。

この端緒には哲学の切り詰めというものが置かれている。ラートブルフもまた一義的な、「純粹の」認識だけを認識として妥当させること（彼もまたまさにカント主義者であったのであり、これに従って、ある疑問に対しては、学問的にはただひとつの答えしかあり得ないという見解であった）は別として、彼は哲学上の認識の全手続きをあまりにも多く独語的なものともみなしたのである。しかし、哲学上の認識は協働の努力というものが必要としているのであり、哲学の実行は——そしてこれとともに同時に、哲学を営んでいる人間の自己実行は——、哲学をしている他の人々との哲学上のコミュニケーションの場面において生起するのである。すでにプラトンによって創設されたアカデミアにおいてこの互いに哲学すること（*sympoliteuein*）が知

られており、また論証的に考量する対話（*dialogos*）のための方法上の諸原則もすでに存在していたのである。現代の討議理論（ユルゲン・ハーバーマス、カール・オットー・アーベル等々）においては、真理性（正当性）は、とりわけ非経験的な（規範的な）領域においては、協働的にのみ見出され得るといふこの理念が再び大きな活力を経験した。もともと、討議を通して「窮極的な根拠づけ」に至る努力にあつては、人はしばしばカント以前の客観主義、反相対主義、反多元論に（それだから自然法のおよび実証主義的な思考方法に）逆戻りしている。

権威的な思考はコミュニケーションというものはじめから不可能にしている。相対主義は、諸内容に関してどのような見の一致も成り立っていない場合に、コミュニケーションによる対話を諦めるのが早すぎた。そこから両者はともに、コミュニケーションという方法のもとに「伝達による共同体」<sup>④</sup>を前に前にと実現するというようにして哲学することの課題を当て損なっているのである。もちろん、この種の伝達は単にそれ自体のために生ずることはない。哲学上の討議の目標は相互、主観的な合意というものに到達すること、そしてこの意味において真理である。しかし、合意の失敗というものがあたかもコミュニケーションの失敗というものとともに遣つて来るかのように把

握されてもならない。むしろコミュニケーションは、まさに答えられないままに持ち堪えられないような諸々の疑問に関するとしても互いに理解し、受け容れることを意味しているのである。これが、寛容の原理のひとつの要求である。

人間が強制と暴力から免れて「問題になっている」諸々の疑問を伝達し、そのようにして自分自身に立ち至ることは「サイバネティックスの時代」においても、「ポスト現代」においてそうであり続けるであろう。それというのもこのような課題にあつては、その情報をどのような機械にも、どのような自動装置にも求めることが全くできないからである。「ポスト・モデルネ」が意味しているのは、われわれが技術的合理性——そしてわれわれの世界の法化はその一部分である——をもつて、われわれがそれを超えて人間とその基本的な諸々の素質を忘れてしまつてまで広く営むことをしなむ、ということのひとつの警告<sup>(9)</sup>でもある。

- (1) *Jaspers, Einführung in die Philosophie*, 24. Aufl. 1986, S. 34 ff.  
*Edith Stein, Einführung in Philosophie*, 1991, Einleitung (S. 21 ff.)  
 も、広い範囲にわたつて本文の言ふことに一致している。
- (2) *Kant, Kritik der reinen Vernunft*, Ausgabe B, S. XXXV. [有福孝岳

訳『純粹理性批判 下』（カント全集4 岩波書店）四七頁（ただし、ここでは「Dogmatik」に「独断論」という訳語が当てられているが、法学との関連から言えば、それは適切な訳語であるとは思われない。）]

- (3) Vgl. z. B. BGHSt 24, 40 ff.; 「法秩序の防衛」について（刑法四七条第一項、五六条第三項）——これは、徹底的に批判的であるが、しかし全く解釈論的に企てられた判決である。

- (4) *Coing, Grundzüge der Rechtsphilosophie*, 5. Aufl. 1993, S. 3. 「法哲学はそれゆえ、法学がその領域において獲得した諸々の認識を断念することなく、必然的にそれらの限界を超えなければならぬ。それは、法という文化現象が呈示している諸問題を哲学の一般のおよび原則的な問題に結びつける。」

- (5) とりわけ *Gadamer, Wahrheit und Methode*, 5. Aufl. 1986, S. 270 ff. 330 ff.; *Esser, Vorverständnis und Methodenwahl in der Rechtsfindung*, 2. Aufl. 1972, bes. S. 31 f. xv 及び vgl. *Arthur Kaufmann, Beiträge der juristischen Hermeneutik* 2. Aufl. 1993, S. 51 f., 74 ff., 86 f., 92 ff. 最近のものとして、わめて明瞭で根底的なのは、*J. Stelmach, Die hermeneutische Auffassung der Rechtsphilosophie*, 1991.

- (6) *Gadamer, Wahrheit* (Fn. 5), S. 271.
- (7) *Jaspers, Philosophie*, 3. Aufl. 1966, 1. Bd., S. 322.
- (8) Vgl. *Jaspers, Einführung* (Fn. 1), S. 21 ff. u. 6. *Arthur Kaufmann, Gerechtigkeit - der vergessene Weg zum Frieden*, 1986, bes. S. 123 ff., [アルトゥール・カウフマン（竹下賢隆）訳『正義

と平和」(ミネルヴァ書房、一九九〇年)一三七頁以下]をも見  
4。

(6) 詳しむは、Arthur Kaufmann, Rechtsphilosophie im Wandel, 2. Aufl. 1984, S. 57 ff.

(10) マートンブルフが「この時代もその法學を新たに書かなければならぬ」と言ふは、それは法哲學に於ては、その法學の歴史に於ては、Vgl. auch Jaspers, Einführung (Fn. 1), S. 109: 「過去を去つた画期的な時代をわれわれの時代として取り戻すには、古今文化的作品をもう一度作り出すほかに可能でない。」

(11) たゞ、これは、vgl. W. Hassemer, Unverfügbares im Strafprozess, in: Rechtsstaat und Menschenwürde, Festschr. f. Mathofer, 1988, S. 133 ff.

(12) これに於ては、詳しむは、Arthur Kaufmann, Rechtsphilosophie (Fn. 9), 2. Aufl., S. 69 ff., 101 ff., を見よ。

(13) Heidegger, Einführung in die Metaphysik, 1953, S. 9.

(14) Jaspers, Einführung (Fn. 1), S. 10.

(15) Radbruch, Rechtsphilosophie (Fn. 109), S. 114.

(16) Jaspers, Philosophie (Fn. 7), Bd. I, S. 285, 二八三頁以下では哲學における學派形成に於ては、述べられてゐる。

(17) E. Stein, Einführung (Fn. 1), S. 21.

(18) Vgl. Roellecke, in: ders. (Hrsg.), Rechtsphilosophie oder Rechtstheorie? 1988, S. VII, 1 ff. 及びその他、R. Dreier, Was ist und wozu Allgemeine Rechtslehre? In: ders., Recht, Moral,

Ideologie, 1981, S. 17 ff.; Jahr/Mahler (Hrsg.), Rechtstheorie, 1971; Arthur Kaufmann (Hrsg.), Rechtstheorie, 1971; Admett, Rechtstheorie für Studenten, 3. Aufl. 1990, を見よ。最近、S. 61 以下で原則的に、Ralf Dreier, Zum Verhältnis von Rechtsphilosophie und Rechtstheorie, in: V. Schöneburg (Hrsg.), Philosophie des Rechts und das Recht der Philosophie, Festschr. f. H. Klerner, 1993, S. 15 ff.

(21) Heidegger, Zur Sache des Denkens, 1969, S. 61 ff., bes. 63. 興味深いのは、Edith Stein の次の所見である: 「哲學の研究領域が個別的諸科學の一定の課題の限界に於ては、狭められていないといふことが出来る。反対に、これまで知られていなかった諸々の対象が世界に立ち現われてくる。これらの科學の形態において、哲學に於ては新しい研究対象が成り立つてくるのである。哲學の諸々の課題は個別的諸科學に於ては、奪つ去られてはならないのである。」  
Einführung (Fn. 1), S. 23.

(22) Radbruch, Grundproblem des Rechts- und Staatsphilosophie; Philosophische Anthropologie des Politischen, 1969, S. 3, 19, 32 ff. これに於ては、詳しむは、Arthur Kaufmann, Hermeneutik (Fn. 55, 6 ff.

(23) Kant, Metaphysik der Sitten, I Teil, 1798. [樽井正義・池尾恭一訳] 『人倫の形而上學』(カント全集、岩波書店) 第一部

(24) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821. [クーケル(藤野・赤澤訳) 『法の哲學』(世界の名著、中央公論社)]

(25) Radbruch, Rechtsphilosophie 3. Aufl. 1992. (第九死後刊行版

- 1983); GRGA Bd. 2, 1993. [田中幸太郎訳『法哲学』（ラートブルフ著作集1, 東大出版会）]
- (24) くれにこうつはまた' vgl. *Alfred Billesbach und Jochen Schneider*, Wahlrechtgruppe Rechtsphilosophie Rechtstheorie, in: Jus 1975, S. 747 ff.
- (25) Vgl. *Arthur Kaufmann*, Naturrecht und Geschichtlichkeit, 1957, [宮田浩一訳「自然法と歴史性」] マルトゥール・カウマン（沢沢・渋谷・原訳編）『現代法哲学の諸問題——法存在論的研究——』慶應義塾大学法学研究会刊、一八六八年] ders., Die Geschichtlichkeit des Rechts unter rechtstheoretische - methodologische Aspekte. in: ARSP-Supplementa II (1988), 114 ff. 包括的の 46 96 147 f. *Liomport*. Die Geschichtlichkeit in der Begründung des Rechts im Deutschland der Gegenwart, 1968; ders., *Die Geschichtlichkeit der Rechtsprinzipien*, 1976.
- (26) *Jaspers*, Einführung (Fn. 1), S. 16 ff.
- (27) 211 245 f. *H. Rombach*, Strukturontologie, 1971. *R.F. Horstmann*, Ontologie und Relationen, 1984; W. v. *Quine*, Ontologische Relativität, 1985, 246°.
- (28) Meditatio I: De his quae in dubium revocari possunt. Meditatio IV: De vero et falso.
- (29) B XXX.
- (30) *Goethe*, Brief an Schulz 18. 9. 1831.
- (31) *Stammler*, Theorie der Rechtswissenschaft, 2. Aufl. 1933, S. 14 ff.
- (32) *Engisch*, Die Idee der Konkretisierung in Recht und
- Rechtswissenschaft unserer Zeit, 2. Aufl. 1968, S. 231. 1) のテーゼは全く誤りであると主張されてはならない。
- (33) 先の文末注 (15) の周辺を参照。
- (34) *Radtbruch*, Einführung in die Rechtswissenschaft, 8./9. Aufl. 1939, S. 199 (12. postume Aufl. besorgt von *Konrad Schweigert*, 1969, S. 252 ff.; GRGA Bd. I, 1987, S. 390).
- (35) *E. Bloch*, *Tübinger Einleitung in die Philosophie*, Bd. II 1963, S. 21. 情報に富むのは *Hanna Arendt*, Was ist Existenzphilosophie? 1990.
- (36) ハンテッカーは——しかし彼だけに限らず——「サイバネティクスの時代」を言う方を「びんせ」 vgl. *Heidegger*, Zur Sache des Denkens (Fn. 19), S. 64. 2) 2) 61 246 f. 247 f. *Guarini*, Das Ende des Neuzeit, 2. Aufl. 1992, 246 247 f.
- Arthur Kaufmann*, Rechtsphilosophie in der Nach-Neuzeit, 2. Aufl. 1982; スベーン語: La Filosofia del Derecho en la Postmodernidad, Bogota, 1992. [長尾孝雄訳「ポスト現代の法哲学」] マルトゥール・カウマン（土田・竹下・長男・西野編訳）『法・人格・正義』（昭和堂、一〇九六年）二二二頁以下]
- (37) *Radtbruch*, Rechtsphilosophie (Fn. 10), S. 204. *Erik Wolf*, Fragwürdigkeit und Notwendigkeit der Rechtswissenschaft, 1957, 246°.
- (38) 1) の問題性については *Maitlger* (Hrsg.), Naturrecht oder Rechtspositivismus?, 3. Aufl. 1981; 246° *Arthur Kaufmann*, Hermeneutik (Fn. 5), S. 79 ff., 246°.
- (39) 全体として詳しくは *Arthur Kaufmann*, Vorüberlegungen zu

- einer Juristischen Logik und Ontologie der Relationen; Grundlegung einer Personaler Rechtslehre in: RTh. 17 (1986), 253 ff. [「巫野基継訳」法学的な関係論理学と関係存在論のための予備的考察——人格的法理論の基礎づけ——]アルトゥール・カウフマン(上) 田・竹下・長尾・西野編訳『法・人格・正義』(昭和堂、一九九六年)一〇九頁以下]; *ders.*, Über die Wissenschaftlichkeit der Rechtswissenschaft, in: ARSP (1988) 425 ff.; *ders.*, Recht und Rationalität, in: Rechtsstaat und Menschenwürdigkeit: Festschr. f. Werner Maihofer, 1988, S. 11; *ders.*, Prozedurale Theorie der Gerechtigkeit, 1989; [上田健二訳「正義の手続と理論」前掲訳書一三九頁以下]; *ders.*, Rechtsphilosophie in der Nach-Neuzeit (Fn. 36).
- (40) つれたごころは、*Peter Koslowski*, Die postmoderne Kultur: Geschichtlich-kulturelle Konsequenzen der technischen Entwicklung, 1987, bes. S. 27.
- (41) つれたごころは、カントの純粹理性批判における「超越論的論理学」の章 (A 50 ff., B 75 ff.) [有福孝岳訳「純粹理性批判 上」(カント全集 4、岩波書店) 一一九頁以下] を見よ。
- (42) *Kant*, Kritik der reinen Vernunft, B 75 [前掲訳書、一三〇頁]; 「内容のなき思考は空虚であり、概念のなき直観は盲目である。」
- (43) 「法的事物」のごころは、vgl. *Arthur Kaufmann*, Hermeneutik (Fn. 5), S. 53 ff. 95 ff., 98. つれたごころは別の見方から、*J. Hruschka*, Das Verstehen der Rechtstexten: Zur hermeneutischen Transparenz des positiven Rechts, 1973, 56 ff.

法哲学、法理論、法解釈論(＝法教義学)

- (44) 先の脚注(8)とその周辺参照。
- (45) つれたごころは、*V. Hölse*, Die Krise der Gegenwart und die Verantwortung der Philosophie, 1990.

選別文献

(アルトゥール・カウフマンによって作成されていた文献リストにこの間に刊行された新版をすべて現美化されたもの。米印(＊)は最近の表題を示している。)

A. 哲学辞書、百科事典への案内

- Bloch, Ernst*, Tübinger Einleitung in die Philosophie, 2 Bde., 1963, 1964 (2. Aufl. 1979).
- Heidegger, Martin*, Einführung in die Metaphysik, 1953 (6. Aufl. 1998)
- Hirschberger, Johannes*, Geschichte der Philosophie, 2 Bde., 13/14. Aufl. 1998.
- Hoerster, Norbert* (Hrsg.), Klassiker des philosophischen Denkens, 2. Bde., 3. Aufl. 1985.
- Höffe, Otfried* (Hrsg.), Klassiker der Philosophie, 2 Bde., 2. Aufl. 1983 (3. Aufl. 1994, 1995).
- Jaspers, Karl*, Einführung in die Philosophie, 1953 (Serie Piper 13), (31

同志社法学 五六巻四号 五〇七 (九七三)

法哲学、法理論、法解釈論（＝法教義学）

同志社法学 五六卷四号 五〇八（九七四）

Aufl. 1994, Neuauflage (19. Ausgabe, [19. Aufl. dieser Ausgabe])  
*ders.*, Die großen Philosophen, 3. Bde., 1981.

Bandes der Deutschen Thomas-Ausgabe (Lateinisch-Deutsch),  
1987, 原典の簡訳は Summa theologiae, II, II, 57, 79, 1266-1272 (各  
巻の序文に参照)。

*Ritter, Joachim*, Historische Wörterbuch der Philosophie; Neu  
bearbeitete Ausgabe des "Wörterbuchs der philosophischen  
Begriffe" von Rudolf Eisler; 11 Bde., erschieit seit 1971 (Stand bei  
Erscheinen der 6. Aufl.: 8. Bde., R bis S; Gegenwartiger Stand, Bd.,  
11, 2001, U bis V).

*Kant, Immanuel*, Metaphisik der Sitten, 1797, 2. Aufl. 1798 (第1部は  
法理の形而上学的定礎<sup>◎</sup>)  
*Fichte, Johann Gottlieb*, Grundlage des Naturrechts - nach Prinzipien  
der Wissenschaftslehre, 1976.

*Röhl, Wolfgang*, Der Weg der Philosophie, Band I: Altertum, Mittelalter,  
Renaissance, 1994, Band II: 17. bis 20. Jahrhundert, 1996\*.

*Ders.*, Rechtslehre, 1812.  
*Hegel Georg Wilhelm Friedrich*, Grundlinien der Philosophie des  
Rechts - oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse,  
1821.

*Speck, Josef*, Grundprobleme der großen Philosophen, 13 Bde., 1975 bis  
1992.

*Siegmüller, Wolfgang*, Hauptströmungen der Gegenwartphilosophie,  
Eine kritische Einführung, Bd. I, 7. Aufl. Bd. 2, 8. Aufl. 1978; Bd. 3, 6.  
Aufl. 1987; Bd. 4, 1. Aufl. 1989.

現在の法哲学の主要作品（法理論と方法論を含む）

*Stenz, Edith*, Einführung in die Philosophie, 1992.  
*Wachtel, Kurt*, Baustein einer Geschichte der Philosophie des 20.  
Jahrhunderts, 1995\*.

*Aarnio, Aulis*, Denkweise der Rechtswissenschaft: Einführung in die  
Theorie der rechtswissenschaftlichen Forschung, 1979.

法理の巨匠

*ders.*, On Legal Reasoning, Turku 1977.  
*Adameit, Krnus*, Rechtslehre für Studenten, 3. Aufl. 1990.  
*Alchourrón, Carlos/Burkijin, Eugenio*, Normative Systeme (法理の  
系), 1995\*.

*Aristoteles*, Nicomachisches Ethik, ca. 320 v. Chr. (第五卷は正義の取論  
を扱っている)

*Alexy, Robert*, Theorie der juristischen Argumentation, 2 Aufl. 1991 (3.  
Aufl. 1991).

*Thomas von Aquin*, Recht und Gerechtigkeit. Sonderausgabe des 18.

*ders.*, Begriff und Geltung des Rechts, 2. Aufl. 1994.

ders., Recht, Vernunft: Diskurs, Studien zur Rechtsphilosophie, 1995?.

*Ballweg, Othmar/Siebert, Thomas-Michael* (Hrsg.), Rhetorische Rechtstheorie, 1982.

*Baruzzi, Arno*, Freiheit, Recht und Gemeinwohl: Grundfragen einer Rechtsphilosophie, 1990.

*Baumann, Mar*, Recht, Gerechtigkeit in Sprache und Zeit, 1991.

*Böckenförde, Ernst-Wolfgang*, Staat, Nation, Europa. Studien zur Staatslehre, Verfassungstheorie und Rechtsphilosophie, 1999.

*Braun, Johann*, Rechtsphilosophie im 20. Jahrhundert, 2001?.

*Bryskornn, Norbert*, Rechtsphilosophie, 1990.

*Bydlinski, Franz*, Juristische Methodenlehre und Rechtsbegriff, 2. Aufl. 1991.

*Canaris, Claus-Wilhelm*, Systemdenken und Systembegriff in der Jurisprudenz, 2. Aufl. 1983.

*Cohn, Hermann*, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 5. Aufl. 1993.

*Dreyer, Rafj*, Recht - Moral - Ideologie; Studien zur Rechtstheorie, 1981.

ders., Recht - Staat - Vernunft; Studien zur Rechtstheorie 2. 1991.

*Dautschar, Roland*, Einführung in die Rechtstheorie, 1983.

*Dworkin, Ronald, A Matter of Principle*, Cambridge, Mass, 1985.

ders., Law's Empire, Cambridge, Mass. 1086.

ders., Bürgerrechte ernstgenommen (榮華急急), 1990.

*Engisch, Karl*, Einführung in das juristische Denken, 8. Aufl. 1983 (?).

Binderae (1989), (9. Aufl. 1997, herangeben und bearbeiten von *Thomas Wertenberger* und *Dirk Otto*).

【法哲学、法理論、法解釈論（＝法教義学）】

*Ders.*, Auf der Suche nach der Gerechtigkeit; Hauptthemen der Rechtsphilosophie, 1971.

ders., Beiträge der Rechtstheorie, 1984.

*Esser, Josef*, Vorverständnis und Methodenwahl in der Rechtsfindung; Rationalitätsgrundlagen richterlicher Entscheidungspraxis, 2. Aufl, 1972.

ders., Grundsatz und Norm in der richterlichen Fallbildung des Privatrecht, 4. Aufl. 1990.

*Fechner, Erich*, Rechtsphilosophie; Soziologie und Metaphisik des Rechts, 2. Aufl. 1962.

*Feinberg, Joel/Groß, Hyman*, Philosophy of Law, 2nd Ed. 1980.

*Fikentscher, Wolfgang*, Methoden des Rechts in vergleichender Darstellung, 5. Bde., 1975-1977.

*Fezet, Karl-Henz*, Teilhabe und Verantwortung, 1986.

*Frankenberg, Günther*, Auf der Suche nach der gerechten Gesellschaft, 1994\*.

*Gagneur, Sten*, Studien zur Ideengeschichte der Gesetzgebung, 1960.

*Golding, Martin, P.*, Legal Reasoning, New York 1984.

*Gouhier, Klaus*, Rechtsphilosophie und juristischen Methodenlehre im Licht der evolutionalen Erkenntnistheorie, 1989.

*Grimm Dieter/Mahlofer, Werner* (Hrsg.), Gesetzgebungstheorie und Rechtspolitik (Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie 13), 1988.

*Günther, Klaus*, Der Sinn der Angemessenheit; Anwendungsdiskurse in

同志社法学 五六巻四号 五〇九 (九七五)

- Recht und Moral, 1988.
- Habermas, Jürgen*, Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates, 1992 (4. Aufl. 1994).
- ders.*, Die Einbeziehung des Anderen. Studien zur politischen Theorie, 1996\*.
- Hoff, Fritschhof*, Juristische Rhetorik, 4. Aufl. 1990 (5. Aufl. 1994).
- Hamann, Woldemar*, Juristische Methodik, 5. Aufl. 1989 (8. Aufl. 1994).
- Hart, Herbert-Lionel A.*, Der Begriff des Rechts (著註 5-5), 1973.
- Henkel, Heinrich*, Einführung in die Rechtsphilosophie, 2. Aufl. 1977.
- Herberger, Maximilian/Simon, Dieter*, Wissenschaftstheorie für Juristen: Logik, Semiotik, Erfahrungswissenschaften, 1980.
- Höffe, Otfried*, Politische Gerechtigkeit: Grundlegung einer kritischen Philosophie von Recht und Staat, 1987 (2. Aufl. 1994).
- ders.*, Kategorische Rechtsprinzipien: Ein Kontrapunkt der Moderne, 1990.
- Ders.*, Demokratie im Zeitalter der Globalisierung, 1999\*.
- Hoffmann, Hasso*, Einführung in Rechts- und Staatsphilosophie, 2000\*.
- Hruschka, Joachim*, Die Konstitution des Rechtsstaates: Studien zum Verhältnis von Tatsachenfeststellung und Rechtsanwendung, 1965.
- ders.*, Das Verstehen von Rechtstexten: Zur hermeneutischen Transpositivität des positiven Rechts, 1972.
- Huber, Wolfgang*, Gerechtigkeit und Recht, 1998b.
- Jahr, Günther/Mathofer, Werner* (Hrsg.), Rechtstheorie: Beiträge der Grundlagendiskussion, 1971.
- Jakobs, Günter*, Norm, Person, Gesellschaft. Vorüberlegungen zu einer Rechtsphilosophie, 1999\*.
- Jørgensen, Stig*, Recht und Gesellschaft (著、訳、補註 5-5), 1970.
- ders.*, Fragment of Legal Cognition, Asarhus 1988.
- Kaufmann, Arthur*, Rechtsphilosophie im Wandel, 2. Aufl. 1984.
- ders.*, Analogie und der „Äuß. Natur der Sache“; Zugleich ein Beitrag zur Lehre vom Typus, 2. 1982.
- ders.*, Beiträge der juristischen Hermeneutik - sowie weitere rechtspolitische Abhandlungen, 2. Aufl. 1993.
- ders.*, Prozedurale Theorie der Gerechtigkeit, 1989.
- ders.*, Rechtstheorie in der Nach-Neuzeit, 2. Aufl. 1992.
- ders.*, Über Gerechtigkeit: Dreißig Kapitel praxisonthetischer Rechtsphilosophie, 1993.
- ders.*, Grundprobleme der Rechtsphilosophie, 1994\*.
- Kaufmann, Matthias*, Rechtsphilosophie, 1993.
- Kelsen, Hans*, Reine Rechtslehre, 2. Aufl. 1960 (Nachdruck 1976).
- ders.*, Allgemeine Theorie der Normen, 1979.
- Kesting, Wolfgang*, Politik und Recht. Abhandlungen zur politischen Philosophie der Gegenwart und zur neuzeitlichen Rechtsphilosophie, 2000\*.
- ders.*, Theorien der sozialen Gerechtigkeit, 2000\*.
- Klenner, Hermann*, Rechtsphilosophie in der Krise, 1976.
- ders.*, Vom Recht der Natur zur Natur des Rechts, 1984.

- ders., Deutsche Rechtsphilosophie im 19. Jahrhundert, 1991.
- Klug, Ulrich*, Juristische Logik, 4. Aufl. 1982.
- Koch, Hans-Joachim* (Hrsg.), Juristische Methodenlehre und analytische Philosophie, 1976.
- ders./*Rügmann, Helmut*, Juristische Begründungslehre, 1982.
- Koller, Peter*, Theorie des Rechts, eine Einführung, 2. Aufl. 1997.
- Krawietz, Werner*, Juristische Entscheidung und Wissenschaftliche Erkenntnis, 1978.
- Kriele, Martin*, Theorie der Rechtsgewinnung - entwickelt am Problem der Verfassungsinterpretation, 2. Aufl. 1974.
- ders., Recht und praktische Vernunft, 1979.
- Ladeur, Karl-Henrich*, Post-moderne Rechtsphilosophie: Selbstreferenz - Selbstorganisation ? Prozeduralisierung, 2. Aufl. 1995\*.
- Lampe, Ernst-Joachim*, Rechtsanthropologie, 1970.
- ders., Genetische Rechtstheorie; Recht, Evolution und Geschichte, 1987.
- ders., Strafrechtsphilosophie. Studien zur Strafrechtsgültigkeit, 1999\*.
- Larenz, Karl*, Methodenlehre der Rechtswissenschaft, 6. Aufl. 1991.
- ders., Richtiges Recht; Grundzüge einer Rechtsethik, 1979.
- Logas, J. Lacambra*, Rechtsphilosophie (『レガスの法』), 1965.
- Liempart, Jose*, Die Geschichtlichkeit der Rechtsprinzipien, 1976.
- Lombardi-Vallauri, Luigi*, Corso di Filosofia del Diritto, Padova 1981.
- Lopez-Calera, Nicolas Maria*, Filosofia del Diritto, 1985.
- Lüderssen, Klaus*, Erfahrung als Rechtsquelle, 1972.
- ders., Genesis und Geltung in der Jurisprudenz, 1996?.
- Lummaa, Niklas*, Rechtssystem und Rechtsdogmatik, 1974.
- ders., Das Recht der Gesellschaft, 1993 (stw. 1995)\*.
- ders., Ausdifferenzierung des Rechts. Beiträge zu Rechtssoziologie und Rechts theor., 1981.
- McCormick, Neil*, Legal Reasoning and Legal theory, Oxford, 1978.
- Maibhofer, Werner*, Recht und Sein; Prolegomena einer Rechtsontologie, 1954.
- ders. (Hrsg.), Begriff und Wesen des Rechts, 1973.
- Marcig, Rene*, Rechtsphilosophie, Eine Einleitung, 1969.
- ders./*Tammelo, Imar*, Naturrecht und Gerechtigkeit, 1989, 1989.
- Marrino, Giuseppe*, Diritto Principi Giurisprudenza, 1990.
- Martinez-Doral, Jose Maria*, The Structure of juridical Knowledge, 1963.
- Mastrowald, Philippe*, Juristisches Denken, Eine Einleitung, 2001.
- Mohlan, Karl A.* (Hrsg.), Rechtswissenschaft als Gesellschaftswissenschaft, 1983.
- ders. (Hrsg.), Probleme einer Strukturtheorie des Rechts, 1985.
- Müller, Friedrich/Christian, Ralph*, Juristische Methodik, Bd. 1: Grundlagen, öffentliches Recht, 5. Aufl. 1993 (8. Aufl. 2002).
- Müller, Wolfgang H.*, Ethik als Wissenschaft und Rechtsphilosophie nach Immanuel Kant, 1992.
- Nauke, Wolfgang*, Rechtsphilosophische Grundbegriffe, 2. Aufl. 1986 (4. Aufl. 2009).
- Nerthé, Patrick* (Hrsg.), Legal Knowledge and Analogy: Fragments of Legal Epistemology, Hermeneutics and Linguistics, 1991.

- Neumann, *Uryid*, Rechtsontologie und juristische Argumentation, 1978.
- ders.*, Juristische Argumentationslehre, 1986.
- ders.*, *Rahlf, Joakimö. Savigny, Eike*, Juristische Dogmatik und Wissenschaftstheorie, 1976.
- Noll, Peter*, Gesetzgebungstheorie, 1974.
- Ollero, Andres*, *Derechos Himannus y Metodorigia Juridica*, 1989.
- ders.*, Interpretation del Derecho y Positivismo Legalista, Madrid, 1982.
- ders.*, Rechtswissenschaft und Philosophie; Grundlagen Diskussion in Deutschland, 1978.
- Opudek, Kazmiercz*, Theorie der Direktiven und der Normen, 1986.
- Opocher, Enrico*, *Lezioni di Frosola del Diritto*, 1983.
- Paulowski, Hans-Martin*, Methodenlehre für Juristen, 2. Aufl. 1991 (3. Aufl. 1999).
- ders.*, Einführung in die juristische Methodenlehre; Eine Studienbuch zu den Grundlegenden Rechtsphilosophie und Rechtslehre, 1986 (2. Aufl. 1986).
- Pecezenik Alexander*, Grundlagen der juristischen Argumentation, 1983.
- ders.*, *Ustisalo, Sirkö* (Hrsg.), Reasoning on legal reasoning, 1979.
- Perelman, Chaim*, Über die Gerechtigkeit (トハハブ語カダ), 1979.
- ders.*, Juristische Logik als Argumentationslehre (トハハブ語カダ), 1980.
- Peschka, Vilmos*, Grundprobleme der modernen Rechtsphilosophie (ハンガリー語カダ), 1974.
- ders.*, Die Theorie der Rechtsnormen (ハンガリー語カダ), 1982.
- ders.*, Die Eigenart des Recht (ハンガリー語カダ), 1989.
- Pospiel, Leopold*, Anthropologie des Rechts; Recht und Gesellschaft in arcaischen und modernen Kulturen (英語カダ), 1982.
- Radbruch, Gustav*, Rechtsphilosophie, 3. Aufl. 1932 (第2版1979, Auflage 1985).
- ders.*, Vorshule der Rechtsphilosophie, 1947 (第2版1973, Aufl. 1965).
- ders.*, Einführung in die Rechtswissenschaft, 7./8. Aufl. 1929 (第2版1973, Aufl. 1980), bearbeitet von Konrad Zweigert.
- ders.*, Gesantausgabe in 20 Bänden, hrsg. von Arthur Kaufmann. 一九八七年以来刊行されたもの。本来の意味における法哲学は「巻から三巻#67, #68, #69」。
- ders.*, Rechtsphilosophie (Studienausgabe), 2. Aufl. 2003.
- Ratsch, Peter*, Juristischen Methoden, 1995\*.
- Rauls, John*, Eine Theorie der Gerechtigkeit (米語カダ), 5. (エッセン語) Aufl. 1990.
- ders.*, Gerechtigkeit als Fairneß, hrsg. von Offried Höffe, 1977.
- ders.*, Gerechtigkeit als Fairneß, Ein neuentwurf, 2003\*.
- Reale, Miguel*, *Filosofia do Direito*, 2. Bde., 1972.
- Reich, Norbert*, Marxistische und sozialistische Rechtstheorie, 1972.
- Reese-Schäfer, Walter/Schwon, Karl-Theodor* (Hrsg.), Ethik und Politik; Diskursethik, Gerechtigkeitstheorie und politische Praxis, 1991.
- Rinneu, Rune A.*, Rechtsetzung und Methodik; Rechtstheoretische Untersuchungen zum gegenseitigen Verhältnis von Rechtsetzung und Rechtsanwendung, 1979.

- Robbers, Gerhard*, Gerechtigkeit als Rechtsbegriff, 1980.  
ders., Epistemologia y Derecho, 1982.
- Robles, Gregorio*, Introduction a la Teoria del Derecho, 1988.
- Rodriguez, Hubert*, Pragmatik der juristischen Argumentation, 1977.
- Rodrig, Jürgen*, Theorie der gerichtlichen Erkenntnisverfahrens, 1972.  
ders. (Hrsg.), Studien zu einer Theorie der Gesetzgebung, 1976.
- Röhl, Klaus*, Allgemeine Rechtslehre, 2. Aufl. 2001?.
- Roellecke, Gerd* (Hrsg.), Rechtsphilosophie oder Rechtstheorie? 1988.
- Romeo, Francesco*, Analogie: Zu einer relationalen Wahrheitsbegriff im Recht, 1991.
- Rothleutner, Hubert*, Rechtstheorie und Rechtssoziologie, 1981.
- Ruthers, Bernd*, Rechtstheorie: Begriff, Geltung und Anwendung des Rechts, 1999\*.
- Ruffel, Hans*, Grundprobleme der Rechts- und Staatsphilosophie: Philosophische Anthropologie des Politischen, 1969.
- Salgier, Frank*, Radnuschke Formel und Rechtsstaat, 1995?.
- Schapp, Jan*, Hauptproblem der juristischen Methodologie, 1983.  
ders., Freiheit, Moral und Recht, 1994\*.
- Schmidt, Johannes*, Gerechtigkeit, Wohlfart und Rationalität: Axiomatische und entscheidungstheoretische Fundierungen von Verteilungsprinzipien, 1991.
- Schneider, Hans*, Gesetzgebung, 2. Aufl. 1982. (3. Aufl. 2002).
- Schramm, Theodor*, Einführung in die Rechtsphilosophie, 2. Aufl. 1982.
- Schreckenberger, Wardemar*, Rhetorische Semiotik, 1978.  
ders. (Hrsg.), Gesetzgebungslehre, 1986.
- Schunmousski, Hans-Peter*, Recht und Gerechtigkeit, 1996?.
- Seelmann, Kurt* (Hrsg.), Aktuelle Fragen der Rechtsphilosophie, 2000?.
- ders.*, Rechtsphilosophie, 2. Aufl. 2001\*.
- Seidler, Gregorz, Leopold*, Rechtssystem und Gesellschaft, 1985.
- Sforza, Cedruvin, Widar*, Rechtsphilosophie (ㄣㄣㄣㄣㄣㄣ), mit einer Nachwort von Allensandro Baratta, 1966.
- Siller, Peter/Keller, Berrtram* (Hrsg.), Rechtsphilosophische Kontroversen der Gegenwart, 1999\*.
- Sousa e Brito, Jose de*, Filosofia do direito e do Estado, 1987.
- Stemach, Jerzy*, Hermeneutische Auffassung der Rechtsphilosophie, 1991.
- Streis, Michael*, Recht und Unrecht, 1994?.
- Stone, Jurrius*, Human Law and Human Justice, London 1965.
- Spranzinger, Rudolf*, Gerechtigkeit: Eine rationale Analyse, 1988.
- Spruck, Gerhard*, Zur Theorie der juristischen Argumentation, 1977.
- Tammelo, Ilmar*, Rechtslogik und materiale Gerechtigkeit, 1971.  
ders., Theorie der Gerechtigkeit, 1977.
- ders.*, Zur Philosophie der Gerechtigkeit, 1982.
- Toulmin, Stephen*, Der Gebrauch der Argumenten (英語), 1975 (2. Aufl. 1996).
- Trapp, Rainer W.*, „Nicht-klassische“ Utilitarismus: Eine Theorie der Gerechtigkeit, 1988.
- Vieweg, Theodor*, Topik und Jurisprudenz, 5. Aufl. 1974.

- Villey, *Michel*, Philosophie du droit, Vol. 1, 3. Ed. Paris 1982. *ders.*, Recht und Gerechtigkeit in der offenen Gesellschaft, 2. Aufl. Weinberger, *Ota*, Norm und Institution: eine Einführung in die Theorie des Rechts, 1988. 1996\*.
- ders.*, Rechtslogik: Versuch einer Anwendung moderner Logik auf juristischen Denken, 2. Aufl. 1982.
- ders.*, Moral und Vernunft: Beiträge zur Ethik, Gerechtigkeitstheorie und Normenlogik, 1992.
- Welzel, *Hans*, Naturrecht und Materiale Gerechtigkeit, 4. Aufl. 1962 (復刻版 1980).
- Wesol, *Uwe*, Juristische Weltkunde: Eine Einführung in das Recht, 6. Aufl. 1992 (8. Aufl. 2000).
- Westermann, *Christof*, Argumentationen und Begründungen in der Ethik und Rechtslehre. 1977.
- Winkler, *Günther* (Hrsg.), Gesetzgebung, 1981.
- ders.*, Theorie und Methode der Rechtswissenschaft, 1982.
- ders.*, Rechtslehre und Erkenntnislehre, 1990.
- Wolf, *Erich*, Griechisches Rechtsdenken, 4. Bde. (第三卷 四卷 五卷 六卷 七卷 八卷 九卷) 1950 ff.
- ders.*, Große Rechtsdenker deutschen Geistesgeschichte, 4. Aufl. 1963.
- Zaccaria, *Giuseppe*, Diritto Positivo e Positivita del diritto, 1991.
- Ziembinski, *Zygmunt*, Polish Contribution to the Theorie and Philosophie of Law, Amsterdam 1989.
- Zippertus, *Reinhold*, Rechtsphilosophie, 2. Aufl. 1984 (4. Aufl. 2003).
- ders.*, Juristische Methodenlehre, 5. Aufl. (8. Aufl. 2003).